

平成30年度 老人保健事業推進費等補助金

（老人保健健康増進等事業）

第三者行為求償の実態に関する調査研究事業 報告書

みずほ情報総研株式会社

平成31（2019）年3月

目次

I. 調査概要	2
1. 調査の背景・目的	2
(1) 背景・課題	2
(2) 目的	3
2. 第三者行為求償事務の概要	3
(1) 第三者行為求償の概要と目的	3
(2) 損害賠償請求権の代位取得	3
(3) 保険給付の免責	4
3. 調査・検討の実施方法	5
(1) 調査・検討の実施に関する検討会の設置	5
(2) アンケート調査の実施	6
(3) ヒアリング調査の実施	7
(4) 事例集の作成	7
II. アンケート調査結果	9
1. 保険者票 集計結果	9
(1) 保険者における第三者行為求償事務の概況	9
(2) 介護保険における第三者行為求償事務の取組や課題	14
2. 国保連合会票 集計結果	18
(1) 連合会における第三者行為求償事務の概況	18
(2) 介護保険における第三者行為求償事務の取組や課題	22
III. ヒアリング調査結果	27
(1) 事例集の作成	27
(2) 事例集への掲載事項以外のヒアリング内容	27
IV. 本調査研究のまとめ	31
(1) アンケート調査について	31
(2) ヒアリング調査について	32
(3) 介護保険における第三者行為求償に関する考察	33
資料	34

I. 調査概要

1. 調査の背景・目的

(1) 背景・課題

■介護保険制度では、給付事由が第三者の不法行為により生じた場合に、市町村が保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、市町村は、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得し、第三者に対して損害賠償の請求権を代位行使することを認める制度（第三者行為求償）が設けられている。

■この第三者行為求償においては、国民健康保険中央会が「第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務の手引き」（平成 29 年 3 月）や「第三者行為求償事務事例集」（平成 29 年 3 月）を作成しており、医療分野も含む第三者行為求償の事例の発見、求償事務への移行、請求額の納入までの一連の事務手続等の明文化や、具体的な事例の提示等により、より円滑・適正な制度運営を支援しているところである。

■一方、上記の手引き等がある中でも、現在下記のような課題が生じており、制度運用に相応の影響を及ぼしていると考えられる。

- ①介護保険サービスにかかる各種給付費について、求償元である保険者（及び求償事務の委託を受けている国民健康保険団体連合会）と主な求償先である損害保険会社等との間で、求償の対象となるか否かなどの考え方に差がある。
- ②求償期間の考え方が状況に応じ様々である（求償期間を示談日までとするか、症状固定日までとするか、など）。
- ③第三者行為と要介護状態等になったことの因果関係の認定が難しい（加齢等による ADL の低下と第三者行為による ADL の低下をどのように区分けするか、など）。

■また、介護保険における第三者行為求償は、実際に介護保険を利用する時点が第三者行為が生じてから間が空いており、この間に示談等も成立してしまっているケースも相当数ある。そのため、実際の現場での判断基準となりうる求償事例についても、医療保険分野と比べ、介護保険分野においては積み重ねが十分ではないことも課題の一つと考えられる。

■平成 30 年度介護報酬改定でも「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」が主な事項として取り上げられており、こうしたサービスの適正化や持続可能性の確保の観点からみても、第三者行為求償の適正な活用は喫緊の課題と考えられるものである。

（２）目的

上記の背景・課題を踏まえ、本調査研究では、各市町村等における求償事例に関する実態の把握や分析を行うこととした。また、実際の介護保険における第三者行為求償の実例の情報収集を行い、求償事務を担う市町村等の円滑な事務遂行に資する事例集を作成・周知する等、市町村における適切な求償事務の実施に向けた支援方策を検討することとした。

２．第三者行為求償事務の概要

本調査研究の主題である第三者行為求償事務の概要を下記に記載する。

（１）第三者行為求償の概要と目的

社会保険各法における第三者行為求償とは、被保険者が第三者の不法行為によって負傷、死亡又は要介護状態となった場合等に、保険者が行う保険給付と被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権とを調整し、保険者が第三者に対し損害賠償請求する法的制度であり、以下の３つを目的としている。

１)二重利得の防止

…保険給付を受けた被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を行使すると、被保険者が同一の事故に対して二つの利得を得ることになる。

２)不法行為責任

…損害について、すでに保険給付による補填がなされているからといって、加害者は損害賠償の責任を免れるべきものではない。

３)公平・公正な財源確保

…交通事故等に係る医療費・介護費は、第三者による不法行為がなければ発生しなかった費用であり、本来不要であった医療費・介護費は、本来の負担者に負担してもらうべきものである。

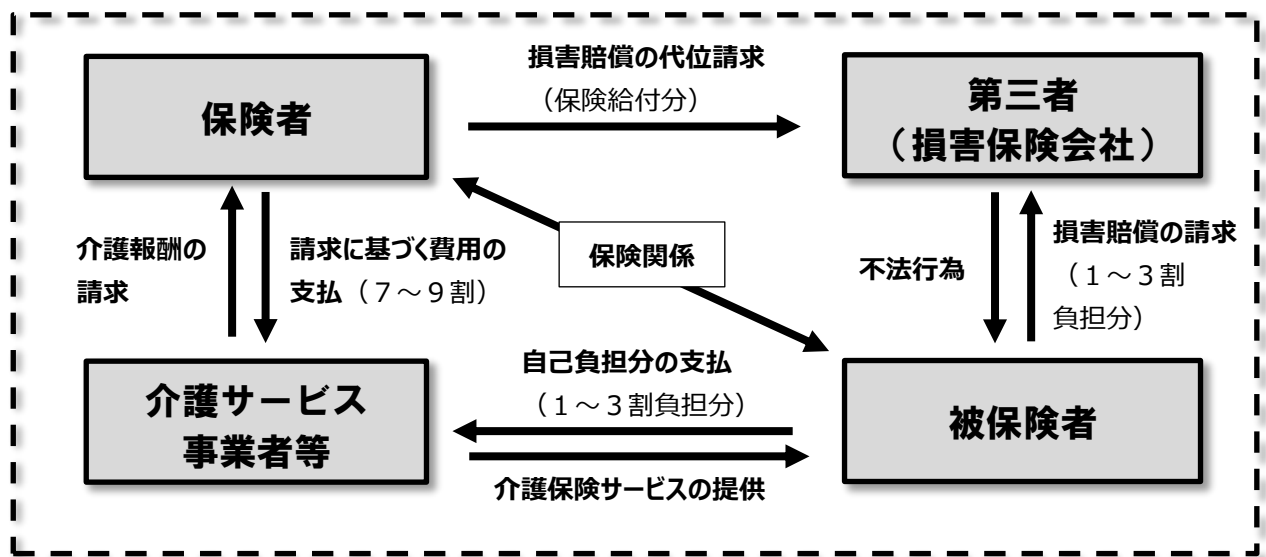
（２）損害賠償請求権の代位取得

介護保険法では、以下の３つの要件を満たしていれば、保険者は、給付の価額を限度に法律上当然に第三者に対する損害賠償請求権を代位取得することが規定されている（介護保険法第 21 条第 1 項）。また、これらの関係を図示したものを次頁に示す。

①給付事由が第三者の不法行為によって生じたこと

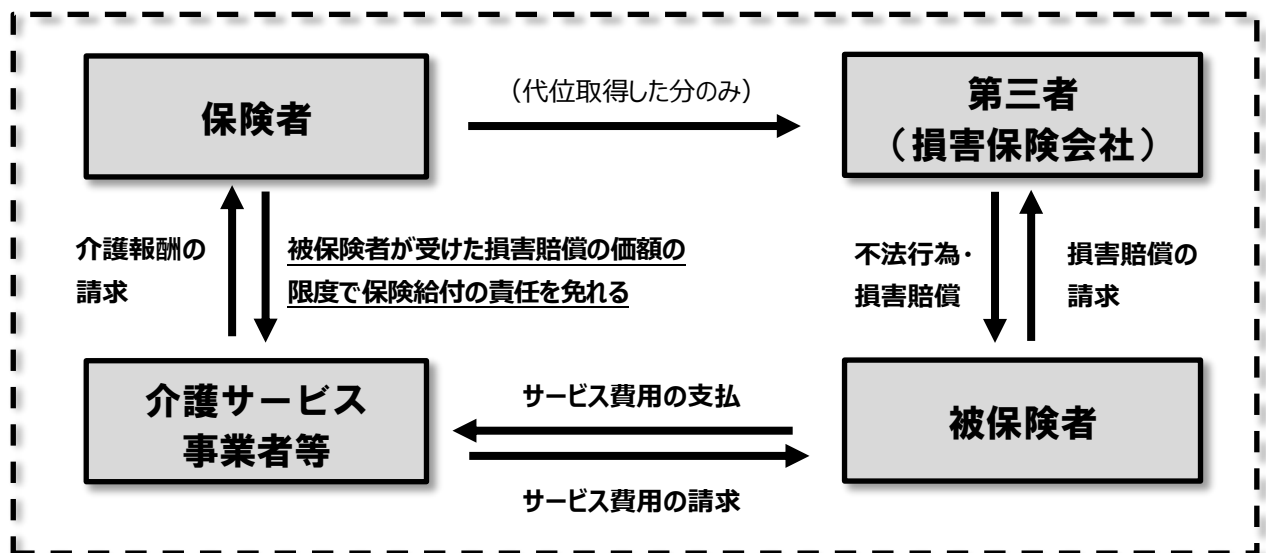
②その事故に対して、すでに保険給付を行ったこと

③当該被保険者の第三者に対して有する損害賠償請求権(私債権)が現に存在していること



(3) 保険給付の免責

介護保険法では、二重利得の防止の観点から、保険給付を受ける被保険者が給付事由と同じ事由について第三者から損害賠償を受けた時は、介護保険の保険者はその価額を限度に保険給付を行う責任を免れることが規定されている（介護保険法第21条第2項）。また、これらの関係を図示したものを下記に示す。



3. 調査・検討の実施方法

本調査研究では、下記の項目を実施した。

(1) 調査・検討の実施に関する検討会の設置

調査の設計および調査結果の取りまとめ方針等の論点について議論いただくため、有識者、介護保険の保険者、都道府県国民健康保険団体連合会、損害保険会社委員から構成される「第三者行為求償の実態に関する調査研究事業 検討会」を設置した。

なお、第1回検討会では検討のための資料として、第三者行為求償に関する裁判例を事務局において収集し、その概要やポイント等を資料としてとりまとめ提示した。

「第三者行為求償の実態に関する調査研究事業 検討会」委員

○：座長

氏名(五十音順)	所属
いしい まさひろ 石井 正浩	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 保険金サービス企画部
いとう けんたろう 伊藤 健太郎	三井住友海上火災保険株式会社 損害サポート業務部 課長代理
こうだばし あつお 高田橋 厚男	BTV株式会社 総務部長
しばはら まさのり 柴原 雅則	静岡県国民健康保険団体連合会 求償対策課
たかはし けんいちろう 高橋 健一郎	福井県国民健康保険団体連合会 審査課 介護・障がい室
まつうら たかゆき 松浦 貴之	東京海上日動火災保険株式会社 損害サービス業務部
みつぞの たけひさ 満園 武尚	満園・小屋法律事務所 弁護士
ゆうき やすひろ ○結城 康博	淑徳大学 総合福祉学部 教授
わだ かずあき 和田 憲明	尼崎市 市民協働局 市民サービス部 国保年金課

「第三者行為求償の実態に関する調査研究事業 検討会」開催日程

開催回	日程	開催回	日程
第1回委員会	平成30年10月17日	第2回委員会	平成30年12月26日
第3回委員会	平成31年3月4日	第4回委員会	平成31年3月22日

【オブザーバー】

- ◆一般社団法人 日本損害保険協会
- ◆公益社団法人 国民健康保険中央会
- ◆損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
- ◆損害保険料率算出機構
- ◆東京海上日動火災保険 株式会社
- ◆三井住友海上火災保険 株式会社
- ◆満園・小屋法律事務所

【厚生労働省】

佐藤 純	厚生労働省 老健局 介護保険計画課 課長補佐
三谷 大地	厚生労働省 老健局 介護保険計画課 企画法令係長
鈴木 侑哉	厚生労働省 老健局 介護保険計画課 企画法令係

【事務局】

玉山 和裕	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
田中 陽香	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
種田 郁子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
天羽 千春	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

(2) アンケート調査の実施

実態が十分把握されていない介護保険における第三者行為求償について現状を把握するとともに、事例集に掲載すべき事例を有する市町村を回答内容から抽出することを目的として、アンケート調査を実施した。なお、調査実施にあたり収集した情報は、みずほ情報総研「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理する旨を記載した。

調査概要は以下の通りである。

■ 調査対象

- ・全国の介護保険の保険者(保険者票)：1,571 か所(全数)
 - ・全国の国民健康保険団体連合会(国保連合会票)：47 か所(全数)

■ 実施方法

Web 上のアンケート回答フォームに入力する形式で回答を依頼。

介護保険の保険者への調査依頼は、厚生労働省老健局介護保険計画課から、調査回答方法や回答フォームの URL を記した依頼文を各保険者に送付いただく形式で実施した。また、国民健康保険団体連合会への調査依頼は、国民健康保険中央会から同様の依頼文を各国民健康保険団体連合会に送付いただく形で実施した。

なお、本アンケート調査の作成にあたっては、検討会での議論等を踏まえ作成した調査票案について、当検討会委員による事前調査を実施したうえで項目を確定した。

■ 実施時期

平成 30 年 11 月～12 月（締切：12 月 13 日）

■ 回収状況

種 類	発送件数	回収件数	回収率
保険者票	1,571	1,108	70.5%
国保連合会票	47	44	93.6%

※本報告書では、調査結果のうち自由記載について、同趣旨の記載を適宜整理・割愛し掲載した。

（３）ヒアリング調査の実施

アンケート調査で収集した各連合会や保険者の第三者行為求償事務の実例内容等をもとに、第三者行為求償事務の実務経験のある保険者および国民健康保険団体連合会にヒアリング調査を行った。また、損害保険会社および損害保険料率算出機構が有する第三者行為求償事務の実例内容、および実態や課題等を把握するためのヒアリング調査を行った。

調査対象は、アンケート調査の回答内容等をもとに、本調査研究の検討会において検討のうえ決定した。なお、ヒアリング内容については企業・団体等の機微な情報及び個人に関わる情報が含まれることから、一部非公表として取り扱うこととした。

調査対象	調査対象数	ヒアリング内容
国民健康保険団体連合会	4 か所	■ 第三者行為求償事務が生じた具体的事例の内容 ■ 第三者行為求償事務における全般的な実態、課題等
介護保険の保険者（市区町村等）	2 か所	
損害保険会社	3 か所	
損害保険料率算出機構	1 か所	

（４）事例集の作成

ヒアリング記録等をもとに、介護保険における第三者求償事務に関する事例集を作成した。

なお、事例集の活用においては、以下の点に留意することが必要である。

～事例集活用にあたって（前提および留意点）～

【求償元・求償先双方の円滑な事務運営を目的としている】

- 本事例集は、第三者行為求償事務において求償元となる介護保険の保険者および国民健康保険団体連合会、また求償先となる損害保険会社および損害保険料率算出機構から提供頂いた事例に基づき作成したものである。
- 上記求償元、求償先双方にとって有用なものとなり、円滑な事務運営を実現できるよう努めて作成しており、どちらか一方の利益に資することを目的としたものではないことに留意いただきたい。

【求償事務における基準、前例ではない】

- 本事例集では、実際の事務運営における各団体間の具体的な調整内容、創意工夫が多く含まれており、今後の実務においても参考となるポイントや示唆が得られるものと考えている。
- 一方で、個別の調整内容は第三者行為の内容、被害の程度、被保険者の状況、利用しているサービス内容等により千差万別であり、本事例集と類似の事例でも、調整内容や結論が必ずしも同じになるとは限らない。本事例集に記載されている内容は、今後の実務を規制したり画一的に方向付ける基準ではない点、また必ず踏襲すべき前例ではない点に留意が必要である（団体間の調整・交渉にあたり「本事例集に書いてあるからこうすべきだ」として本事例と同様の対応を求めることは想定していない）。

【被保険者と求償元、求償先の三者が十分に調整・協議することの重要性】

- 第三者行為求償事務は求償元と求償先間で調整が進められることが多いが、二重利得や給付免責など被保険者にも直接影響してくる部分が多いため、基本的には当初から被保険者も交えた調整や協議、また保険者からの給付状況等の情報共有を行うことが望ましい。これにより、適切な被保険者の保護や円滑な事務運営につなげることが可能である。

【イレギュラーな事例が多く取り上げられている可能性】

- 本調査で取り上げた事例は、求償元と求償先で調整・交渉を進め、最終的には双方が概ね納得できる結論に至ったと思われる事例を各ヒアリング調査対象先にご提示頂いた。このため、通常の第三者行為求償事務で生じることが比較的少ない、イレギュラーな事例が多く取り上げられている可能性があることに留意が必要である。

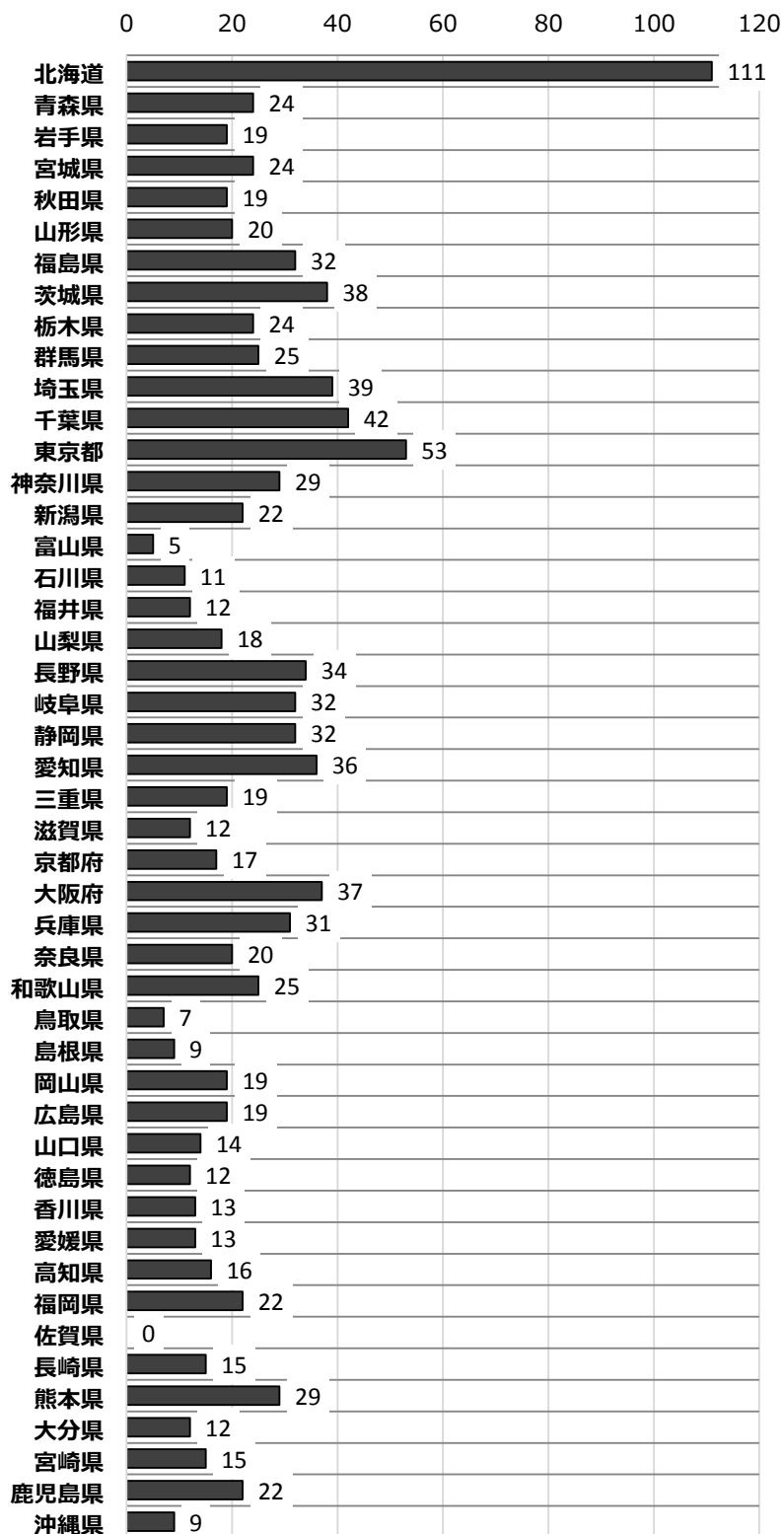
※本事例集は、本調査研究名（出典名）を明記のうえ活用いただきたい。

Ⅱ. アンケート調査結果

1. 保険者票 集計結果

(1) 保険者における第三者行為求償事務の概況

■ 回答のあった保険者が所在する都道府県



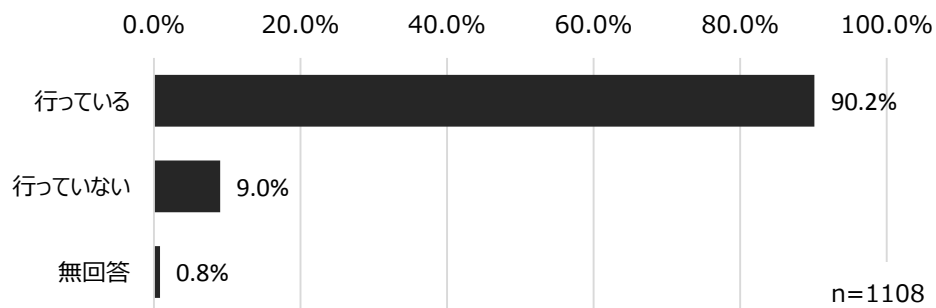
■ 第三者行為求償事務に従事する職員数

介護保険に関する第三者行為求償事務に従事する職員数についてみると、専任職員で平均 0.1 人、兼務職員で平均 1.3 人であった。

	第三者行為求償事務に従事する平均職員数（医療保険・介護保険は問わない）	
		うち、介護保険に関する平均職員数
専任職員（n=1100）	0.2 人	0.1 人
兼務職員（n=1100）	2.4 人	1.3 人

■ 保険者が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会に、介護保険における第三者行為求償事務の委託を行っているか

求償事務の委託については、「行っている」保険者が 90.2%であった。



■ 介護保険における第三者行為求償事務に関する実績（年度別）

実績について、①求償事務を連合会に委託せず実施した件数をみると、平成 29 年度では計 47 件、②求償事務を連合会に委託した件数をみると、平成 29 年度で計 1,869 件であり、多くの求償事務が連合会に委託されていた。また、平成 27 年度から 29 年度にかけて、連合会に委託した件数について増加傾向がみられた。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	(参考) いずれかの 年度で 1 件以上の回 答があった保険者数
①保険者で、求償事務を連合会に委託せず実施した（もしくはこれから実施予定の）件数（n=999）	1 保険者あたり平均	0.04 件	0.07 件	0.05 件	35 保険者
	合計	43 件	69 件	47 件	
②求償事務を連合会に委託した件数（n=927）	1 保険者あたり平均	1.15 件	1.90 件	2.02 件	618 保険者
	合計	1064 件	1758 件	1869 件	
③連合会に委託したが委託解除となり、引き続き保険者で対応を行った件数（n=902）	1 保険者あたり平均	0.01 件	0.01 件	0.01 件	12 保険者
	合計	5 件	6 件	7 件	
④第三者行為と思われるが、求償を行わなかった件数（n=983）	1 保険者あたり平均	0.11 件	0.14 件	0.14 件	79 保険者
	合計	104 件	140 件	140 件	

※第三者行為として傷病届を受理した案件のうち該当するものを対象とする（自損事故は除外）

※案件の進捗状況に関わらず、それぞれの年度に受理した件数を計上

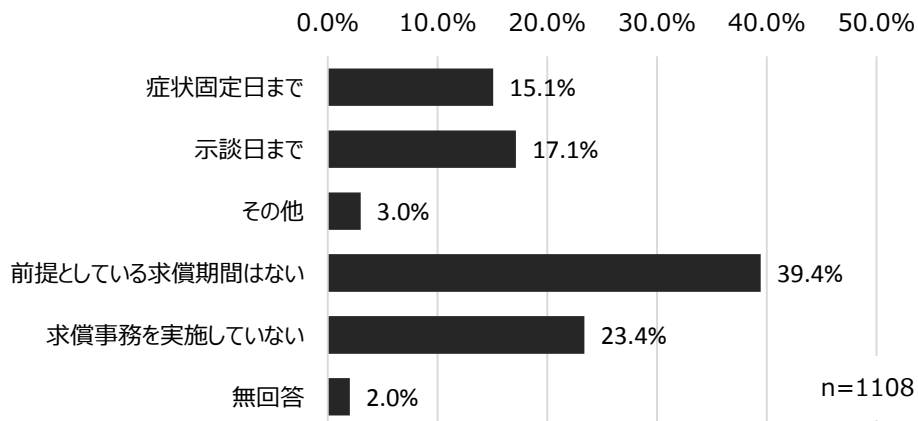
■ 保険者の介護保険被保険者総数（1号）

保険者の 1 号被保険者数については、平均 24,815 人、中央値 10,735 人であった。

	平均	中央値
被保険者数（n=1041）	24,815 人	10,735 人

■ 介護保険の第三者行為求償における求償事務を行う際に前提としている求償期間（損害保険会社と交渉を行う際、最初に提示する期間）

求償事務において前提としている求償期間については、「求償事務を実施していない」を除くと「前提としている求償期間はない」39.4%が最も多く、次いで「示談日まで」17.1%、「症状固定日まで」15.1%であった。



◆「その他」の内容

国保連合会に委託・準拠	
国保連に委託	連合会に協議
国保連の基準	
複数がある、または決まっていない	
症状固定日か示談日の早い日	前提としている求償期間はないが実質症状固定日
症状固定日および示談日	適宜
その他	
治療完了日	協議にて決定
後遺症による	該当がない
わからない	

■ 第三者行為求償事務を連合会に委託せず実施したケースのうち、平成 29 年度に求償事務が終結した事例（平成 28 年度以前に求償事務が開始されたものを含む）の各件数

平成 29 年度に求償事務が終結した事例については、「実際に請求額の全額が納入された件数」が 165 件、「請求額の一部が納入された件数」が 43 件、「結果的に支払が受けられなかった件数」が 38 件であった。また、理由別件数については、一部のみ納入のケースおよび支払が受けられなかったケースのいずれについても、因果関係を理由とするものが求償期間を理由とするものより多かった。

		平均	合計
実際に請求額の全額が納入された件数（n=639）		0.26 件	165 件
請求額の一部が納入された件数（n=639）		0.07 件	43 件
（うち、理由別件数）	求償期間の一部が対象外となった件数	0.01 件	9 件
	当該行為との因果関係が一部のみ認められた件数	0.04 件	23 件
	その他の件数	0.02 件	11 件
結果的に支払が受けられなかった件数（n=639）		0.06 件	38 件
（うち、理由別件数）	求償期間が対象外となった件数	0.003 件	2 件
	当該行為との因果関係が認められなかった件数	0.02 件	14 件
	その他の件数	0.04 件	22 件

◆「請求額の一部が納入された」場合の「その他」の具体的な内容

介護サービスの利用が継続しているため
内払請求のため
被害者の過失割合による減額によるもの
国保連合会に委託しており、複数回にわたり損害賠償金が納入されている為
平成 30 年度以降も請求を継続中ものが 1 件、請求を拒否したものが 1 件
人身傷害損保会社、健康保険、介護保険で按分計算されたため

◆「結果的に支払が受けられなかった」場合の「その他」の具体的な内容

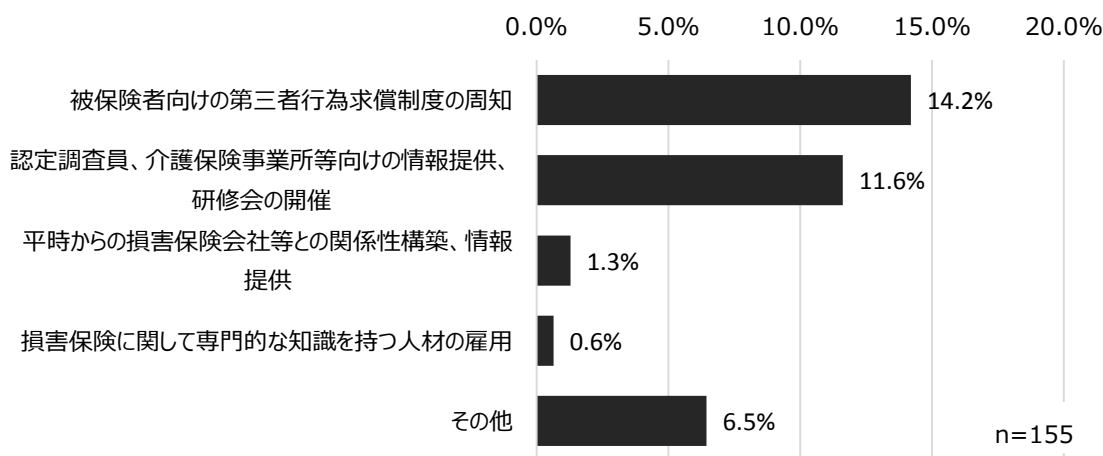
第三者に賠償責任が無いと判断された、介護サービスを一切利用しなかった	
1. 求償期間内の 8 月までに実績がなかったため。2. 求償期間中のため	
既存障害との理由で請求を拒まれたが、弁護士を介し、平成 30 年度に再度請求をし求償を受けられる予定となっている	
一件は、平成 30 年度に支払われた。もう一件は、介護度が低かったため	
予防給付（要支援）であるため	介護サービスの利用の必要性を認められなかった
介護保険サービスの利用しなかったため	事故対応外のため
利用者の認定後利用実績なしのため	親族間の対人賠償が免責であったため
対象となる請求が発生しなかったため	給付実績無し、認定切れのため
加害者無責のため支払不能	保険給付が行われなかったため
保険会社との交渉長期化のため	受任者と損害保険会社で調整・交渉中

（２）介護保険における第三者行為求償事務の取組や課題

※以降の回答は、前問「介護保険における第三者行為求償事務に関する以下の実績（年度別）」における「①保険者で、求償事務を連合会に委託せず実施した（もしくはこれから実施予定の）件数」および「③連合会に委託したが委託解除となり、引き続き保険者で対応を行った件数」について、平成 27 年度～29 年度の実績がすべて 0 件であった保険者を除いて集計（155 保険者）

■ 第三者行為求償事務に関し、保険者が求償事務以外に行っている取組・支援【複数回答】

保険者が行う取組・支援としては、「被保険者向けの第三者行為求償制度の周知」14.2%が最も多く、次いで「認定調査員、介護保険事業所等向けの情報提供、研修会の開催」11.6%であった。



◆「被保険者向けの第三者行為求償制度の周知」を行っている場合の周知内容

ホームページの活用	
市ホームページに掲載	ホームページや給付費通知の利用
チラシ、冊子、パンフレット	
保険料通知書への周知チラシの同封	広報誌掲載、ケアマネへの周知
区の介護保険制度周知冊子に掲載	区民向けパンフレット
介護保険パンフレット	口頭、ポスター等による周知
その他	
国保連との調整	事故等を起因とする認定申請時に伝達
ケアマネ部会にて周知	申請受付窓口での案内

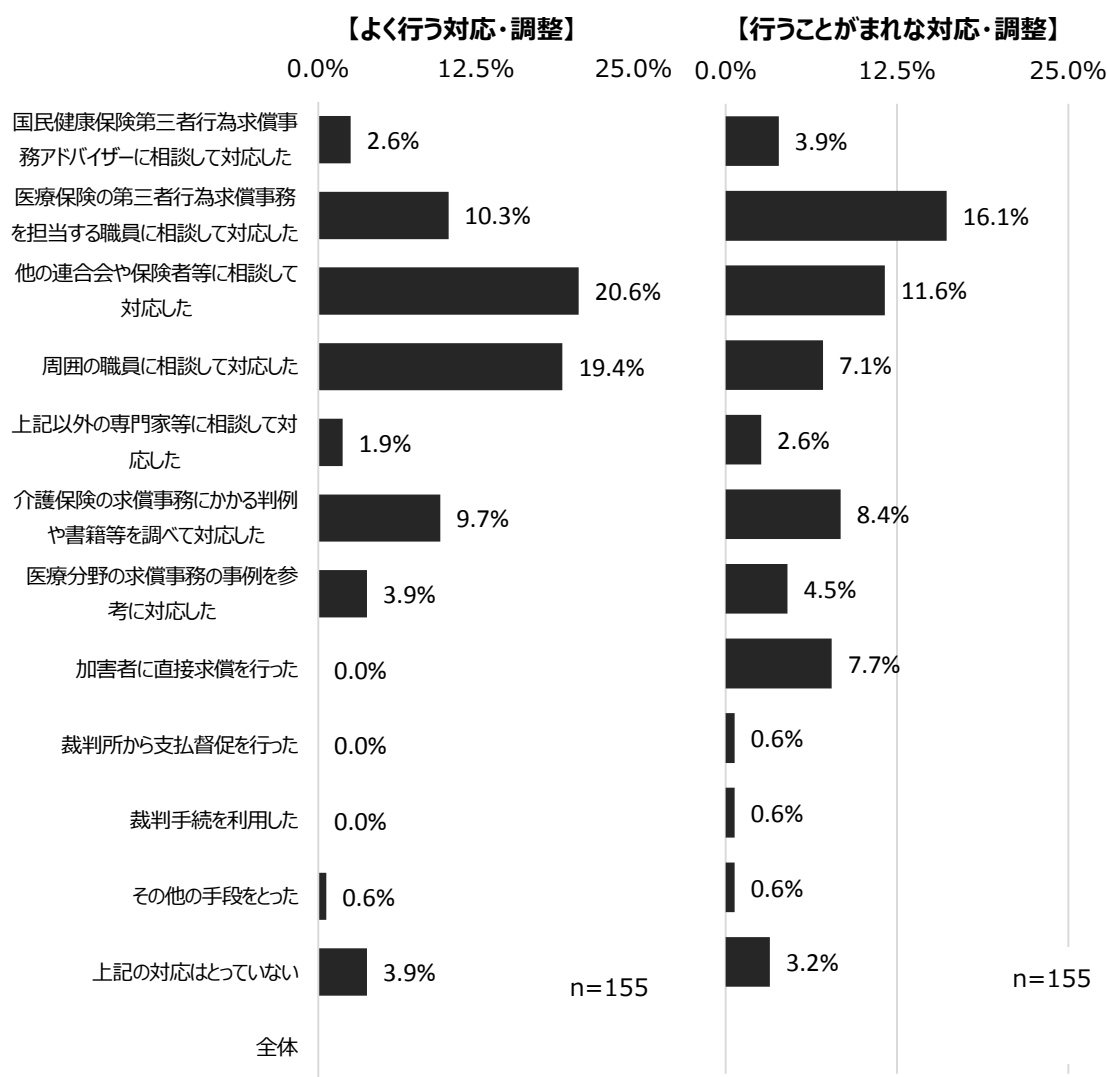
◆「その他」の具体的な内容

介護事業者に対し、集団指導で制度の周知、届出の勧奨を行っている。	
要介護認定申請時の申請理由聞き取りの際に、第三者行為求償対象となれば説明し申請していただく。	
認定申請及び認定調査時における確認の徹底	申請時（新規変更）の相談時による情報提供
認定調査員からの聞き取り、窓口での区分変更や新規申請時の聞き取り	
第三者行為求償について認定調査員・認定審査会事務局からの情報提供と居宅介護支援事業所に対する説明会を実施	
新規申請時全件第三者行為求償対象事案でないか確認している。また、調査票及び主治医意見書内容精査時に第三者行為の記述がないか注意している。	

■ 介護保険における第三者行為求償事務に関する対応・調整【複数回答】

保険者としてよく行う対応・調整としては「他の連合会や保険者に相談して対応した」20.6%が最も多く、次いで「周囲の職員に相談して対応した」19.4%であった。行うことがまれな対応・調整としては「医療保険の第三者行為求償事務を担当する職員に相談して対応した」16.1%、次いで「他の連合会や保険者等に相談して対応した」11.6%であった。

身近な職員や他の連合会、保険者等、相談をしながら事務を進めることが実態として多いことがうかがえた。



◆「上記以外の専門家等に相談して対応した」場合の具体的な内容

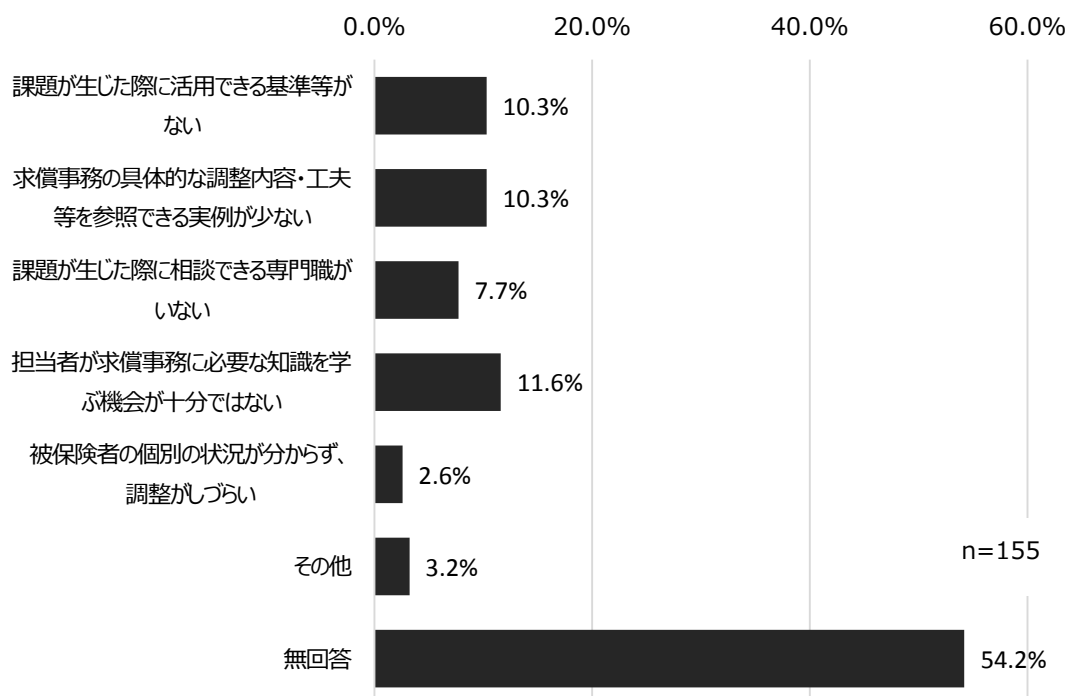
市の顧問弁護士	被保険者の弁護士
保険会社の専門員	顧問弁護士相談

◆「その他の手段をとった」場合の具体的な内容

インターネットによる情報検索、情報収集

■ 第三者行為求償事務での最大の課題

最大の課題としては「担当者が求償事務に必要な知識を学ぶ機会が十分ではない」11.6%が最も多く、次いで「課題が生じた際に活用できる基準等がない」「求償事務の具体的な調整内容・工夫等を参照できる実例が少ない」10.3%であった。



◆「その他」の内容

要支援認定者の請求の取り扱い
介護保険求償について損保会社の認識が薄いため、ケースが長引くことがある
求償事務に関する知識が不十分な中、課題が生じた際に相談できる専門職がない
兼務の職員が対応するため、煩雑な事務対応が困難
既に介護サービスを利用している被保険者の場合、第三者行為により新たに利用となった介護保険サービス（求償相当分）の因果関係が困難となる。

■ 介護保険における第三者行為求償にあたっての意見（自由記載）

その他自由記載として、以下の回答が寄せられた。

第三者行為を受けた後の被保険者の要介護度が要支援の場合、損保会社が予防給付として補償対象外と求償に応じない場合が多い。また、要支援の場合、訪問介護と通所介護が総合事業となるため、第三者求償の対象とならない。
国保連合会に事務の委託をしたいが、予算がつかず委託できない状況にある。求償事務には保険会社との交渉力が必要だと思われるので、実績やノウハウのある国保連合会に委託したい。
国通知によると、後遺障害に対する一時金による賠償があった場合、一時金には将来の介護費用が含まれているとの観点から、一時金の額を限度に、保険者による保険給付は免れるとされているが、実際にはどのように運用するのが分からない。延々と保険給付と求償を行っていくのか。介護サービスの自費利用により一時金が尽きた後から、保険給付を開始するのか。また、求償期間は示談日までとされているが、示談日は、双方が合意書面を交わした日に過ぎず、例えば、単に加害者又は被害者のいずれかが納得できなかったり、漫然と交渉や書類作成を棚上げして時間を要する場合も多いことから、適切かどうか疑問を感じる。さらに、示談日の時点では、賠償額を確定したうえで書類に署名等を行うものであることから、示談日を含めるというのは、事務手続きとしても無理があるのではないかと。
1.国の基準の整備について：介護保険における第三者行為の求償期間が示談までということについて、理解を示してくれる保険会社も増えてきたが、未だに拒絶している保険会社もある。相手方に示せる明確な通知等が欲しい。 2.国民健康保険団体連合会への委託について：国民健康保険が専門の部署で介護保険の求償事務も引き受けているため、介護保険制度についての理解度が浅い。介護保険では求償期間を示談までとすることについて、担当者が積極的に相手方と交渉してくれていないと感じる。また、介護保険の償還払い（住宅改修・特定福祉用具購入）について連合会では実績を把握していないが、求償額確定前に保険者へ照会が来ることはなく、委託後に発生した償還払いについては、保険者からの連絡が求償額確定前に間に合えば求償額に加算される。タイミングによっては求償額から漏れてしまう恐れがある。また、連合会は平成 28 年度から国民健康保険については委託範囲を自転車事故まで拡大したが、介護保険についても自転車事故を委託できるようにしてほしい。
交通事故以外による第三者行為で国保連へ委託ができない案件については、直接交渉・請求となるが、担当職員の知識、環境（専門職の不在等）が不十分のため、処理に困難が生じる。
平成 31 年度より国民健康保険団体連合会への第三者行為求償事務の委託費に、出来高払いが加わり、予算額の積算が難しくなった。
医療に比べて介護保険での申請は少なく、対応が難しい。
介護保険給付の求償について保険会社においても理解が進んでいないため、求償の交渉に至るまでに説明を要した。
厚生労働省より、具体的な指針を示していただきたい。将来介護費等、請求しなければ加害者が得をし、被保険者及び保険者の負担が重くなるような不公平があってはならないと考える。
介護保険被保険者本人だけでは制度の理解や事務手続きが困難であるため、家族や居宅介護支援事業所、認定調査員・認定審査会事務局、医療保険担当部署などが「介護保険における第三者行為求償」を認識できる体制が必要である。
国保連合会で対応できず委任解除となった案件について、数年で部署異動がある市町村の職員が、被保険者と直接交渉を行うのは、経験・知識の不足、業務量の点から負担が大きかったです。また、医療保険制度においては、第三者行為求償について理解が進んでいるようですが、介護保険制度においては損保会社も理解不足であるように思います。

2. 国保連合会票 集計結果

(1) 連合会における第三者行為求償事務の概況

■ 第三者行為求償事務に従事する職員数

介護保険に関する第三者行為求償事務に従事する職員数についてみると、専任職員で平均 0.7 人、兼務職員で平均 1.7 人であった。

	第三者行為求償事務に従事する平均職員数（医療保険・介護保険は問わない）	
		うち、介護保険に関する平均職員数
専任職員（n=44）	4.4 人	0.7 人
兼務職員（n=44）	2.7 人	1.7 人

■ 介護保険における第三者行為求償事務に関する受託実績

受託実績については、1 件でも事務を受託した保険者数は、1 連合会あたり平均 13.2（平成 29 年度）であり、受託延べ件数は 2,171 件（平成 29 年度）であった。いずれも平成 27 年度からみると増加傾向にあることがうかがえた。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①第三者行為求償事務を 1 件でも 受託した保険者数（n=44）	1 連合会あたり平均	10.5 団体	13.1 団体	13.2 団体
	合計	461 件	575 件	582 件
②第三者行為求償事務を受託し た延べ件数（n=44）	1 連合会あたり平均	29.4 件	48.5 件	49.3 件
	合計	1,292 件	2,133 件	2,171 件

※案件の進捗状況に関わらず、それぞれの年度に受託した件数を計上

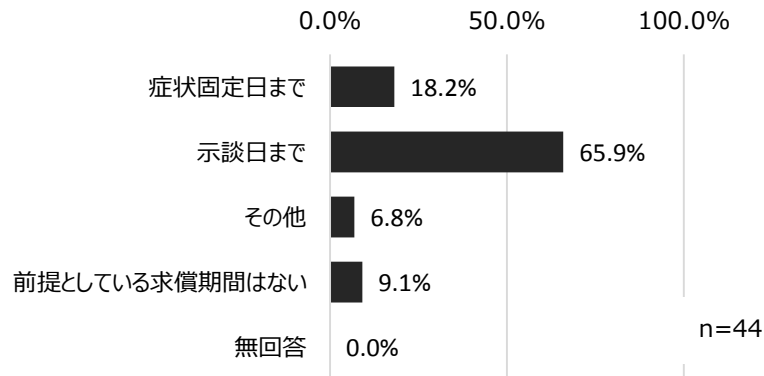
■ 平成 29 年度に求償事務を受託した保険者の介護保険被保険者総数（1 号）

各都道府県における保険者の 1 号被保険者総数については、平均 449,497 人、中央値 313,601 人であった。

	平均	中央値
被保険者数（n=27）	449,497 人	313,601 人

■ 介護保険の第三者行為求償における求償事務を行う際に前提としている求償期間（損害保険会社と交渉を行う際、最初に提示する期間）

求償事務において前提としている求償期間については、「示談日まで」65.9%が最も多く、次いで「症状固定日まで」18.2%であった。



◆「その他」の内容

示談内容による

■ 平成 29 年度に求償事務が終結した事例の延べ件数とその内訳

平成 29 年度に求償事務が終結した事例についてみると、「実際に請求額の全額が納入された件数」が 1,010 件、「請求額の一部が納入された件数」が 237 件、「結果的に支払が受けられなかった件数」が 349 件であった。

		平均	合計
実際に請求額の全額が納入された件数（n=43）		23.5 件	1,010 件
請求額の一部が納入された件数（n=43）		5.5 件	237 件
(うち、理由別件数)	求償期間の一部が対象外となった件数	1.2 件	53 件
	当該行為との因果関係が一部のみ認められた件数	1.0 件	44 件
	その他の件数	3.3 件	140 件
結果的に支払が受けられなかった件数（n=43）		8.1 件	349 件
(うち、理由別件数)	求償期間が対象外となった件数	1.7 件	71 件
	当該行為との因果関係が認められなかった件数	4.1 件	178 件
	その他の件数	2.3 件	100 件

◆「請求額の一部が納入された」場合の「その他」の具体的な内容

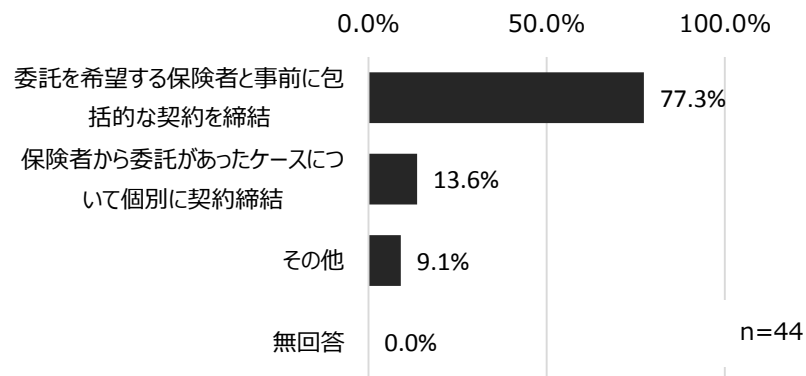
過失相殺	
過失相殺によるもの	過失相殺、重過失減額適用
総額で請求後、過失相殺。	過失相殺、素因減額
自賠償等との按分	
自賠償保険請求時における人身傷害保険との按分によるもの	自賠償保険の按分払いによる収納
人身傷害保険との按分払い。加害者が被害者の子であるため、直接請求はしていないため。	
その他	
第三者直接請求分納案件	自賠償保険で否認された。
住宅改修、福祉用具、ケアプラン費用の支払拒否	過失変更、自賠償限度額超
厚労省国保課の指導により、給付の都度、内払請求をしているため。	
過失割合・素因率の変更。ケアプラン代・特定入所者生活介護費が不認（自賠償基準）となったため減額	
本会で、請求額と収納額がほぼ合致するのは、請求後の交渉、納入の過程で、請求の根拠となる内訳書を、その都度訂正するため、最終的には、システム上、ほぼ、そのような結果になる（例外は、自賠償の限度額超過の場合のみ）。	
全額を請求後、第三者の過失相当分を受領した	

◆「結果的に支払が受けられなかった」場合の「その他」の具体的な内容

加害者無責	
加害者無責	1 件 加害者無責。1 件 自賠償限度なし。
被害者に賠償金を支払い済み（または示談済み）	
・被害者に一括して賠償済みのため支払には応じられない。・自賠償認定基準を対人社でも主張。・第三者無責。	
・自賠償保険限度額支払済み。・介護保険の給付内容が示談内容に含まれていなかった。	
当事者間で将来介護費用を含めた示談が完了していたため。	
被害者が第三者の過失以上の賠償金を受領済みであった	
自賠償保険について、全額を被害者に支払い済みであり、第三者は被保険者の親族であったため求償不能とした。	
求償期間におけるサービス利用なし	
介護給付実績なし、加害者無責、加害者自己破産、転居先不明等	
保険給付を受けなかった（9） 自賠償保険限度額超過による受託解除（4）	
保険者から被保険者の介護認定後に求償の委任を受けたが、最終的に示談までの介護保険の利用がなかったため、委任解除となったもの。	
その他	
「介護予防給付」が自賠償保険の損害認定対象外とされた。	
交渉中のため	
加害者が自賠償しか加入しておらず、賠償不能のため解除した。（加害者直接請求は受託範囲としていなかったため）	
・法的手段を用いないと解決困難（2 件）・自賠償限度額超（5 件）・自賠償保険否認（2 件）・支払能力なし（2 件）	
自賠償基準に準じたため要支援や住宅改修・福祉用具購入が認められなかった。示談内容に介護保険給付について含まれていなかったため支払われなかった。加害者無責。	
任意保険がなく、直接求償対応事案でもなかった。また、直接求償を行ったが、連絡がつかなかったり、資力がなかったりして、回収できなかった。	
介護度が低く、損保が対応しなかったため。	自賠償限度額超

■ 第三者行為求償事務の受託にあたり、保険者との契約等をどのように行っているか

保険者との契約形態については「委託を希望する保険者と事前に包括的な契約を締結」77.3%、「保険者から委託があったケースについて個別に契約締結」13.6%であった。



◆「その他」の内容

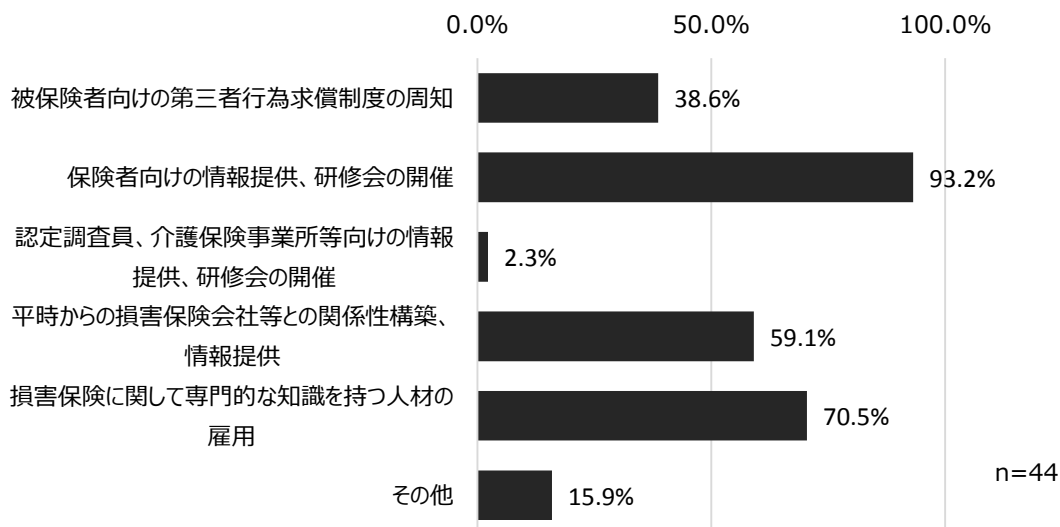
保険者から委託があったケースについて、個別に受託している。
契約は結ばず、保険者から案件毎に委託書等必要書類を提出いただく
連合会の求償事務処理規則の順守を前提に、案件ごとに委託されることとし、必要な保険者とは個別に契約を締結している。
1 案件ごとに保険者から委託書の提出を受けている

(2) 介護保険における第三者行為求償事務の取組や課題

■ 第三者行為求償事務に関し、連合会が求償事務以外に行っている取組・支援

【複数回答】

連合会が行う取組・支援としては、「保険者向けの情報提供、研修会の開催」93.2%が最も多く、次いで「損害保険に関して専門的な知識を持つ人材の雇用」70.5%であった。多くの項目で保険者と比べ、取組を行っている連合会がの割合が高い傾向がみられた。



◆「被保険者向けの第三者行為求償制度の周知」を行っている場合の周知内容

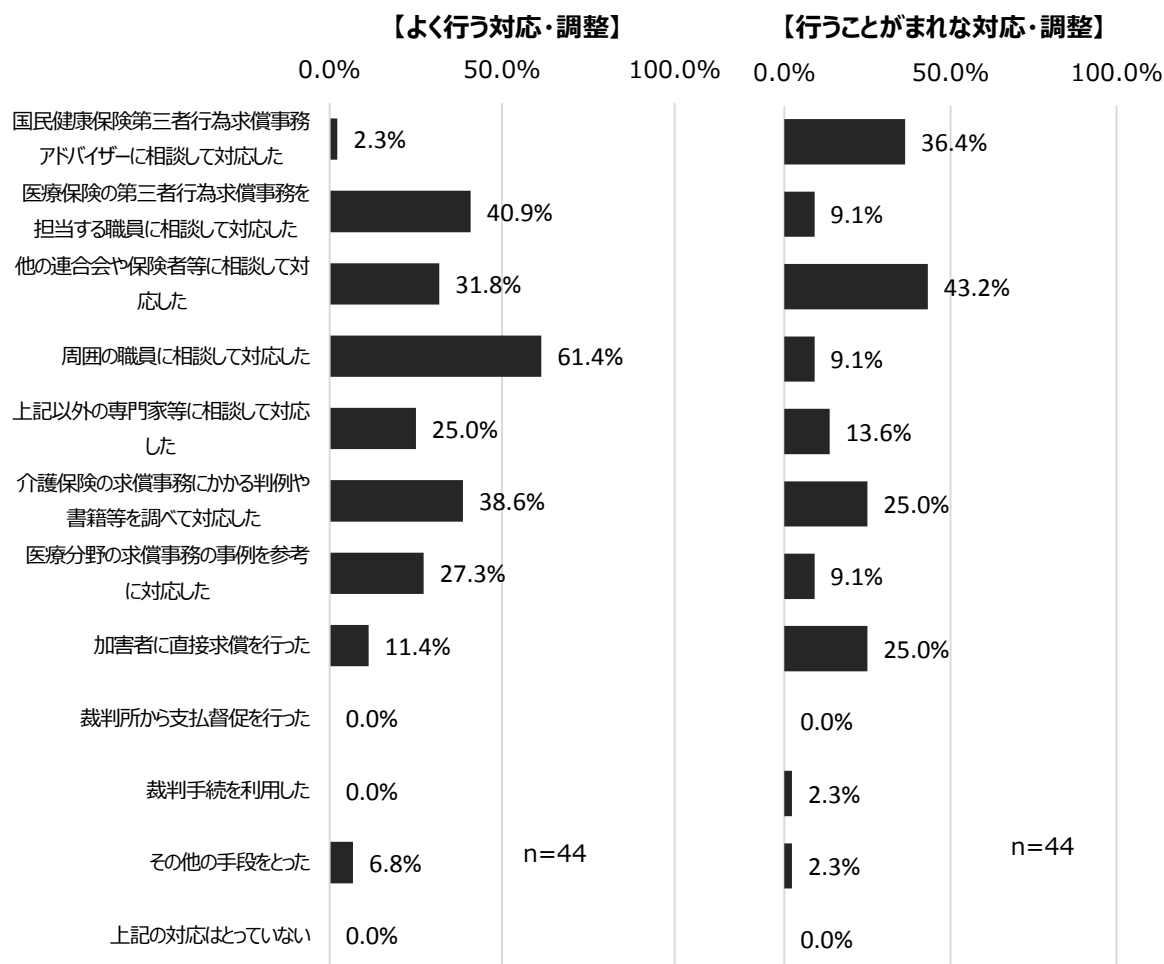
ホームページの活用	
本会ホームページ上に掲載	国保連合会HP、介護保険だより、ケアマネ広報
チラシ、冊子、パンフレット	
ポスター作製	ポスター、リーフレット、ホームページ等
ポスター・チラシの作成（市町村・医療機関へ配布）	傷病届提出についてポスター作製
ポスターを作成し、配布。（保険者、医療機関）	
その他	
国保医療費通知の裏面、国保被保険者証の台紙裏面	ポケットティッシュ
介護給付費通知に制度の内容を掲載	広報

◆「その他」の具体的な内容

掘り起こし支援
国保連合会 第三者求償事務顧問弁護士への相談事業
希望保険者への訪問による助言・説明
被保険者への負傷原因照会、消防組合からの救急搬送情報を基に第三者候補者の抽出
介護保険システムを通じた医療保険からの情報連携
県・保険者ブロック代表と求償事務研究会を開催
損害保険会社への訪問による状況確認

■ 介護保険における第三者行為求償事務に関する対応・調整【複数回答】

連合会としてよく行う対応・調整としては「周囲の職員に相談して対応した」61.4%が最も多く、次いで「医療保険の第三者行為求償事務を担当する職員に相談して対応した」40.9%であった。行うことがまれな対応・調整としては「他の連合会や保険者等に相談して対応した」43.2%が最も多く、次いで「国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザーに相談して対応した」36.4%であった。



◆「上記以外の専門家等に相談して対応した」場合の具体的な内容

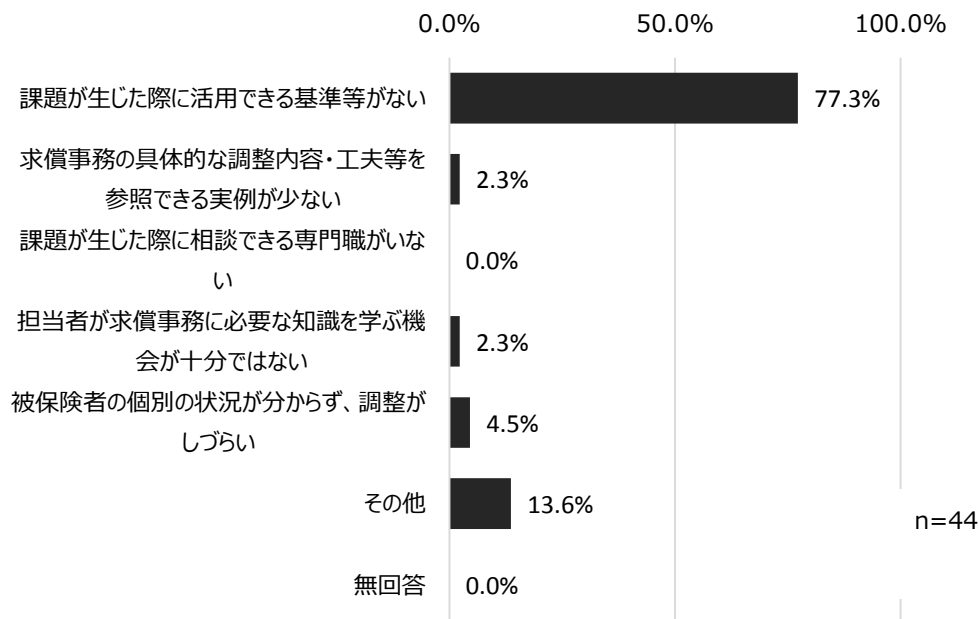
弁護士	
本会の顧問弁護士	顧問弁護士,外部研修等の講師
その他	
本会の損保 OB である求償専門員や介護保険担当職員とサービス内容を確認する	

◆「その他の手段をとった」場合の具体的な内容

示談日までを求償期間とする根拠・説明について、書類にて送付。
交通調定
保険者と求償案件協議

■ 第三者行為求償事務での最大の課題

最大の課題としては「課題が生じた際に活用できる基準等がない」77.3%であった。



◆「その他」の内容

本県では平成29年度より介護給付の求償において、個々の事例ごとに後遺障害の等級や治療から介護給付までの状況を時系列的に分析し、賠償を求める根拠を判断する手法を取り入れています。分析した根拠を基にした請求交渉により過去の交渉が長期化していた案件の賠償金回収や、回収までに要する期間の短縮等を実現し、一定程度の効果を認識しているところですが、一部の委託元保険者において、一律示談日までを求償期間とする請求交渉ではないことに対して理解を得ることが困難なケースが発生しています。これは、平成28年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課の事務連絡中に『示談日までの給付に対して請求可能』とする旨の記載に対しての解釈の違いであると思われますが、こうした本来の賠償を求める根拠の視点が失われている感のある保険者への対応の方が大きな課題になりつつあります。

損保対応が統一されていない。担当者単位で異なる。

損保会社の担当者によって、介護保険に対する理解や対応が異なる。

損害保険会社によっては介護給付費の支払いを否認してくるケースがある。

平成28年4月12日付の老介発0412第1号に記載のある求償の対象となる保険給付のうち、予防給付、訪問介護、サービス計画費などを対象としているが、自賠責調査事務所は認めていない。

性質上、第三者行為とそれ以外の原因との区別が医療以上に困難

■ 介護保険における第三者行為求償にあたっての意見（自由記載）

その他自由記載として、以下の回答が寄せられた。

統一された指針、基準の作成
正当かつ有効な求償範囲及びその限界の根拠と理由を明確にして基準（区分）化していただきたい。
国において介護賠償の指針を定め賠償範囲などについて損保会社に周知願いたい。
厚生労働省が示す求償の考え方と、損害保険会社における賠償基準（自賠責保険及び自動車保険）にかい離があるため、損保団体との協議等において、求償基準の合意形成が必要である。
平成 28 年 4 月 12 日付の厚労省通知を根拠に求償を行うも、損保は自賠認定基準を根拠に求償に応じてもらえない。お互いが一方的に根拠を主張しても問題は解決できないので、損保協会連名で統一基準を作成していただきたい。
本会の介護保険に係る求償については、示談時までの給付分に対して行い、支払交渉を行っております。しかし、「他県では症状固定までの求償で完了している。」との損保会社からの話もあり、交渉が難航することがあります。そのため、厚生労働省からの文書を含む全国統一基準のマニュアルを作成していただきたい。
求償期間について損害保険会社によっては「症状固定日」までとしているところであるが、当会においては「示談日」までとしており、考え方が必ずしも統一されていないので指針をお示しいただきたい。
本会では、厚労省事務連絡の Q & A に基づいて示談日としているが、損保会社との交渉で非常に困難な状況を招いている。他県連合会では症状固定日までとしているところもあり、求償期間について示談日又は症状固定日までかを明確にいただき、各損保会社への介護求償における求償に応じる旨の周知が必要。
求償期間について、損害保険会社によっては「症状固定日」までとする一方で、連合会側からは「示談日」として請求するなど、その考え方が必ずしも統一されていない。第三者行為と要介護状態になったこととの因果関係の判定が困難な場合がある。特に、予防給付、福祉用具貸与費、住宅改修費等について、求償の範囲の考え方にばらつきがあり、必ずしも統一されていない。
求償の期間（症状固定日・示談日）の明確化が課題である。
被保険者への二重給付、給付制限等
損保会社からは「自賠責保険金支払認定基準に無い」「介護保険は治療行為とは言えず因果関係の立証が難しい」といった声を聞きます。介護保険求償（求償期間含む）の根拠となる明確な通知やガイドラインを損保協会の合意のもとに提示していただきたい。また、被保険者が介護費用について損害賠償金・慰謝料等に上乗せした形で受領しているにも関わらず、介護保険給付を受けている「二重取り」の実態についても、保険給付の是非を含めて検討していただきたい。
介護の保険給付を行っていても「将来の介護料（介護の費用）」には含まないとして、介護求償に応じてもらえないことがある。（住宅改修のみも含む）被保険者の二重給付の問題が考えられるため、事務の進め方として保険会社、保険者（連合会）、被保険者の三者協議ができないか検討していただきたい。
第三者求償事務の先の事務として、示談金（将来の介護料）を限度とした給付の停止などが想定されるが、被保険者への理解や金額の設定、その後の管理等が保険者の負担になるものと思われる。
求償担当者や求償先団体等による基準の違いへの対応
損害賠償対象範囲・求償期間について、保険会社ごとに内部の基準があるようである。そのため、後遺障害認定の等級によっては支払いに応じない場合や、厚生労働省通知で「示談日まで求償」とあるにもかかわらず、症状固定日以降は支払いに応じないといった事象が増えてきている。
保険会社の担当者が、介護保険の求償があることを把握していないため、取り扱わないという回答もある。そのため、保険会社に向けての介護求償の周知が必要であると考えています。

その他（複合的な意見含む）
1_事故と介護サービス利用の因果関係について、加齢によるものか事故の影響によるものか判断に苦慮している。 2_求償期間について、示談日までを前提とするものの、被害者側に原因があり示談が長期化するものも同様に考えてよい か疑問である。 3_加害者直接請求、または被害者過失が大きく当事者間で示談しない場合の求償範囲について、一定の基準、考え方 があるほうがよい。 4_被害者が将来介護費用を受領した場合における給付停止の条件について基準があるほうがよい。 5_4に関連し、自賠責保険で後遺障害1級の場合、損害賠償額には車いすや介護ベッド等の購入に充てる初期費用が 含まれていると考えるが、その場合は「将来の介護費用」に該当するものとして給付停止の対象としてよい か疑問である。 6_後遺障害非該当の軽傷事案で、要支援該当のサービスを受けた場合、「症状固定日までを求償範囲とする」等の目安 となる基準があるほうがよい。
①当該事故により後遺障害等級認定の別表1・2において第1級もしくは2級に該当になった場合においては、将来の介 護費用までの賠償が妥当として示談日までの介護給付を求償期間としています。 ②①以外においては、介護給付は被害者の高齢化に伴う身体機能の衰え等の個人的要因が加味されるため、不法行為に 対する損害賠償請求の立場として請求根拠を把握する必要が生じます。本会において過去の損保との交渉並びに委託元 保険者との対応経験に基づき、受傷に伴う治療状況や介護給付の機序を時系列的に分析し、受傷と介護給付の因果関 係を事案毎に分析・判断する作業を行い、損保・委託元保険者に求償根拠を主張・説明できるように事案整理し、求償期 間を含めて判断を行っています。
傷病届等の提出に関する覚書に介護保険の利用を含めてほしい。
医療給付求償該当者に対して、保険者側の介護認定情報の把握ができていないと感じる（医療保険者と介護保険者の 連携ができていない）。
・損保担当者の介護求償に関する知識不足。・第三者行為と介護給付との相当因果関係を把握するための手段がない。 ・厚労省の考え方と損保会社側の考え方に、かい離がある。
示談日まで請求できるということではあるが、示談日決定までの期間中に訴訟になったり、先取りされたり、覚書の中に介護は 含まれていないこともあり、損保側で話が進み、情報が連合会に入っていない。
自賠責保険において、介護予防給付費・居宅介護サービス計画費・住宅改修費・福祉用具販売費が、明らかに事故受傷 により利用していたとしても認められないこと。自賠責保険が要支援者に対して支払対象外となっていることから、対人賠償保 険の担当者も要支援者に対する請求には応じられないと言ってくるので、対応に苦慮している。
損害保険会社の担当者が、介護保険の求償に対する認知が低く、支払いに応じてもらいにくい。都度、厚労省通知等を送 り説明している。
損保において、交通事故に伴う介護保険利用開始の認識があまりにも低いと考える。国保、後期と同様に、介護保険利用 開始時も損保会社との覚書を交わすべきと考える。
介護保険の求償に関する判例等が少なくことから、過去の判例集、各県で和解となった事例をまとめた資料が欲しい。また、 中央会ないし、厚生労働省に介護保険の素因判断を行える担当者を置き、各県からの照会に対応してほしい。
第三者行為と因果関係がある給付であることを立証するものが乏しい。求償期間を判断するのに苦慮する（示談しないケー スもある）。

Ⅲ. ヒアリング調査結果

（１）事例集の作成

本調査研究では、事例集の作成にあたり介護保険の保険者、国民健康保険団体連合会、損害保険会社および損害保険料率算出機構へのヒアリング調査を実施し、それらの内容をもとに 19 事例の事例集を作成した。

事例集は単体として利用しやすいよう、巻末の本報告書資料として掲載しているので、内容は当該添付資料を参照されたい。

（２）事例集への掲載事項以外のヒアリング内容

介護保険の保険者、国民健康保険団体連合会、損害保険会社および損害保険料率算出機構へのヒアリング調査の中では、事例とは直接関係しないものの、事例の聞き取りに付随して第三者行為求償事務を円滑に進めるための全般的な取組事項や実態、課題についても様々な事項を把握したため、その要点を下記の通り記す。

【第三者行為求償に該当する案件の早期把握】

- 要介護認定の申請を受け付けている庁舎外の地域包括支援センターも含め、関係者に対し、なぜ介護が必要になったかを認定申請時に確認し、要介護認定の原因が交通事故等第三者行為によることが疑われる場合には、介護保険の第三者行為求償の担当者に連絡してほしい、また被保険者に対しても介護保険の求償事務担当から連絡がいく可能性があることを伝えてほしいと周知している。また医療保険の担当部署において、介護保険での第三者行為求償に該当する事案がある場合には、連携するように依頼している。こうすることにより、第三者行為求償の対象である事案を早期に把握することができている。
- 初回の要介護認定調査（更新ではないもの）を、すべて保険者の職員が調査員として実施している（約 6 名）。当該調査員には保険者が第三者行為求償に関する研修を実施しており、認定調査時に第三者行為求償に該当するかどうかのスクリーニングを行っている。可能性を疑ったケースについては、本保険者の求償事務担当者に連絡し、求償事務担当者から直接被保険者に連絡、面談して聞き取り調査を行い、該当の有無を正確に判断するという仕組みを持っている。同様の研修やスクリーニングは、保険者の窓口担当者でも受講、実施されている。
これにより、該当事例を早期に把握し、損害保険会社への求償が生じる可能性があることや、示談前に必ず保険者に連絡して欲しいことを被保険者本人に説明するなどして、円滑なその後の事務運営につなげている。早期把握と早期説明は円滑な事務運営において非常に重要と考えている。
なお、第三者行為であると確認できた事例については、医療保険者にも情報提供し、医療保険においても第三者行為となることを伝えている（事故後すぐに介護保険の申請に来た場合などは、医療保険者でまだ事実関係を把握していない場合もあるため）。

- 求償先と求償元とのやり取りにおいても、差し迫った段階で第三者行為求償の連絡をするのではなく、できるだけ事故から早期の段階で、第三者行為求償の対象となる旨を連絡できるとその後の調整がスムーズである。

【介護保険の保険者・国民健康保険団体連合会と損害保険会社の平時からの連携】

- 介護保険の保険者・国民健康保険団体連合会と損害保険会社との日常的な連携は、お互いの顔の見える関係の構築により相談、調整がしやすくなるほか、効率的な業務推進においても有効。例えば、ある求償事案について損害保険会社との調整が進まない際に、他の損害保険会社に相談してアドバイスを受けることがある。また、損害保険会社から他の保険者・連合会との調整事案について相談を受けたりすることもある。
また、元々医療給付が第三者行為求償として取り扱われていたケースについて、損害保険会社担当者が「介護保険給付においても第三者行為となるのでは」との気づきから、連合会側に連絡があったことをきっかけに介護保険における第三者行為求償についても調整が開始されたこともある。
損害保険会社側に、介護保険における第三者行為求償の制度があることを知っていただくこと、第三者行為求償の可能性がある場合には事前に連絡を連合会・保険者にいただくことで、事例の早期把握とその後の円滑な事務運営が可能になるものと思われる。
- 年間 20 件程度の第三者行為求償の事案を担当している。漏れなく管理するために台帳を作成して、事案の進捗状況について把握し、かつ月 1 回、状況確認のために、損害保険会社に連絡等を行うようにしている。

【求償の対象とする期間の考え方（基準等の必要性）】

- 厚生労働省通知、Q&A などを見ると、第三者行為求償の求償期間は基本的に示談日までであると一見して読めてしまうようにも感じるが、示談日以降亡くなるまでずっと介護給付が必要な被保険者もいるため、通知等の内容がより明確になるとありがたい。
- 求償対象期間を症状固定日ではなく、示談日までとしたい旨を説明する際は厚生労働省の「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係る Q&A」も適宜活用しているが、それ以外に求償先に対して示せる明確な基準、通知等がない。
- 保険者側からは、国の通知を提示され、それに記載のある「示談日まで」の支払いを求められることもあるが損益相殺[※]の考え方があるため、調整に時間を要するケースもある。

※損害賠償の発生原因が生じたことにより、債権者が損害を受けたのと同時に利益も受けた場合、その利益分を損害賠償額から控除することを損益相殺という（中田裕康「債権総論 第三版」（岩波書店、2013 年）p.181）。

【担当者の知識・経験】

- 介護保険の第三者行為求償の事務を 1 名の職員が他業務との兼務で行っている。前任者は国民健康保険の第三者行為求償事務を担当していた経験があり、介護保険の求償事務においても共通する事項が多いため、その時に身に付けた知識・経験を活用して業務に臨んでいた。また、前任者は

同じ部署に所属しているため、現任者が事務運営上課題を感じた、相談したいことがある際には前任者に相談しながら進めることができおり相談体制が整っている。

- 元損害保険会社職員等、専門知識・経験を有する嘱託職員が多く在籍しており、求償事務を担っている。嘱託職員の雇用は多くの連合会等で行われているものとするが、連合会と損害保険会社等の双方の立場を理解した職員の存在は大きい。

【関係者への周知・啓発】

- 医療分野とともに介護保険においても、第三者行為求償があるということについては、介護保険被保険者向けに周知を図っている。被保険者が目にする機会が多い、保険者の窓口や医療機関等に掲示してもらうよう、介護分野の第三者行為求償に関するポスターを作成している。ポスター以外にも、被保険者向けのリーフレットを用意している。
- 連合会の立場から、保険者に対して、国保・介護分野双方を対象に第三者行為求償事務に関する研修会を年 2 回程度開催している。その他、求償事務専門員（損害保険会社 OB）が年 1、2 回、保険者の国保・介護担当者を訪問し、第三者行為求償についての巡回支援を行っている。
- ホームページ上に第三者行為求償に関する専用ページを設け、そこで各種様式等を掲載するようにしている。
- 介護保険においては、本人が要介護認定の申請にケアマネジャーが関わることが多い。そのため、ケアマネジャーに対し、要介護認定申請の事由が交通事故である場合等は第三者行為求償になるということを周知するようにしており、その旨を国保連合会 HP に掲載することについての了承を得るために、居宅介護支援事業所協会に説明に出向いた。

【被保険者からの返還、給付免責を含む調整における工夫】

- 介護保険の保険者においては事例の早期把握と、被保険者へなるべく早い段階で説明を行うことが必要。ある程度調整が進んでしまうと二重給付の返還等の相談はしづらいであろう。また、ケースは少ないと思われるが、被保険者に代理人（弁護士）が入っているとこのような調整がしやすい。
- 任意保険では、被害者に対してすでに将来の介護費用として支払いをしているケースがほとんどで、保険者から求償があっても、それに対して支払うと二重払いとなってしまうため、損益相殺して支払わざるを得ない。

【国民健康保険団体連合会への委託に関して】（※保険者からの意見）

- 償還払いの対象である住宅改修や特定福祉用具購入については、連合会では利用状況を把握できない。このような中で保険者に対して求償額確定前に償還払いについて照会がない場合には、委託後に発生した給付分が求償額の対象に含まれないこともあり得る。
- 求償事務の委託の対象範囲が、国民健康保険では自転車事故も対象となった。介護保険についても同様に自転車事故を委託の対象範囲としてもらいたい。

- 保険者で示談までの経過を細かく追跡するのは負担であるため、委託を受けた連合会で示談まで追跡してくれるとよい。

【その他】

- 第三者行為求償事務の調整の際に、事故後の様々な情報は得られやすいが、事故前に要介護状態にあったこと、サービスを利用していたこと等について、保険者から書類等が出てくることは少ない。こうした書類が当初から提示されることで、円滑な事務運営に資する可能性もある。
- 介護保険の第三者行為求償は、まだ事例の蓄積も少なく、求償期間や因果関係の考え方も含め事例ごとに調整を要する。また、同様の事例・争点についても保険者、連合会、損害保険会社やその担当者により考え方が異なるため、すべてケースバイケースでの調整となる。そのため、相当のマンパワーを要しているのが実際である。

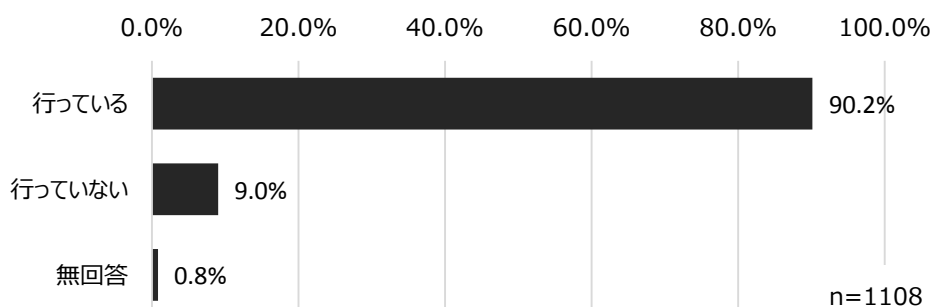
IV. 本調査研究のまとめ

(1) アンケート調査について

【多くの保険者が、連合会への委託により第三者行為求償事務を行っている】

連合会への求償事務の委託については「行っている」保険者が 90.2%と大半であり、求償事務において連合会が大きな役割を担っていることがうかがえた。

図表 保険者が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会に、介護保険における第三者行為求償事務の委託を行っているか



【介護保険における第三者行為求償の件数は増加傾向にある】

介護保険における第三者行為求償事務に関する年度別実績をみると、求償事務を連合会に委託した件数（保険者）、第三者行為求償事務を受託した延べ件数（連合会）などの項目で、平成 27 年度から 29 年度にかけて増加傾向がみられ、今後将来的にも第三者行為求償事務が増えていく可能性がうかがえた。

図表 保険者の第三者行為求償事務に関する年度別実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
求償事務を連合会に委託した件数	合計	1064 件	1758 件	1869 件

図表 連合会の第三者行為求償事務に関する年度別実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第三者行為求償事務を 1 件でも受託した保険者数	合計	461 件	575 件	582 件
第三者行為求償事務を受託した延べ件数	合計	1,292 件	2,133 件	2,171 件

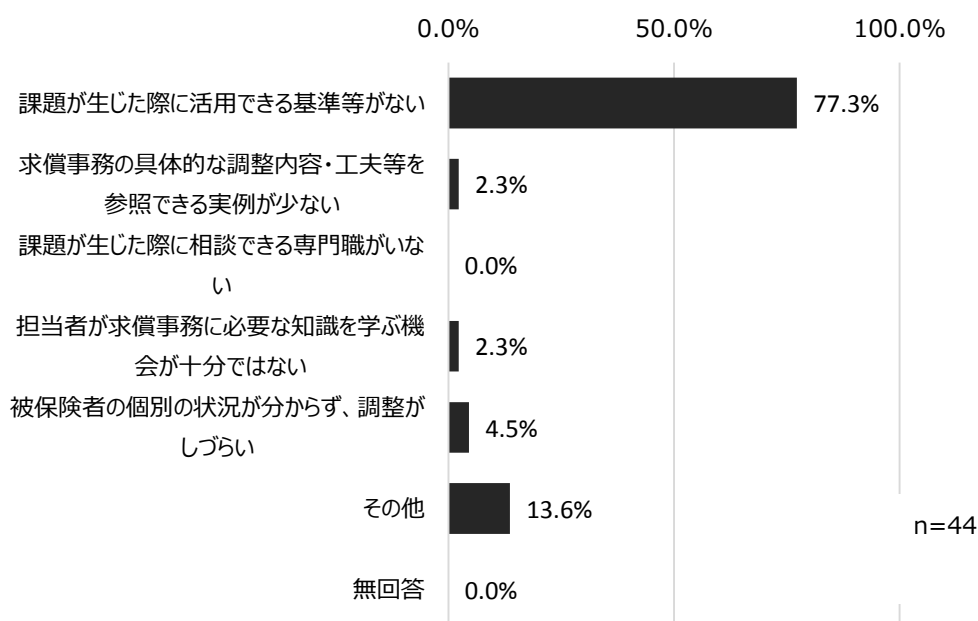
【基準等の必要性】

多くの求償事務の求償元になると考えられる連合会が考える最大の課題としては、「課題が生じた際に活用できる基準等がない」77.3%であった。

多くの連合会では求償事務上課題が生じた際に、周囲の職員や医療における求償事務担当者に相談

して対応していることも多く、調整の際に活用できる基準等がもし示されれば、今後の円滑な調整に大きく資する可能性がうかがえた。

図表 第三者行為求償事務での最大の課題（連合会票）



（２）ヒアリング調査について

ヒアリング調査については、事例集への掲載事項のほか、以下のような指摘がみられた。

第三者行為求償に該当する案件の早期把握	・関連部署も含め、第三者行為求償と思われる案件については早期に担当者へ情報提供できる仕組みを整えている。 ・求償元と求償先のなるべく早期からの情報共有を行うことが望ましい。
介護保険の保険者・国民健康保険団体連合会と損害保険会社の平時からの連携	・求償元と求償先が平時から良好な連携体制を築いておくことで、双方の円滑な相談、調整がしやすくなるほか、他の求償事例についての相談もお互いに行えるなどの効果がある。
求償の対象とする期間の考え方（基準等の必要性）	・現在、求償事務の際に求償元から求償先に示すことが多い資料として、厚生労働省の「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係る Q&A」があるが、より明確な基準が定められると良い。
担当者の知識・経験	・相談できる相手が身近にいるなどの体制の確立、また担当職員が知識・経験を十分に有することは、円滑な調整、事務運営上重要と考えられる。
関係者への周知・啓発	・連合会から保険者、また連合会及び保険者から被保険者等に向けて様々な手法で周知啓発を図っている。
被保険者からの返還、給付免責を含む調整における工夫	・被保険者がすでに賠償金を受け取っている場合等は二重給付の問題が生じてしまう。なるべく早い段階から被保険者へ求償事務の説明を行うことが重要である。

（３）介護保険における第三者行為求償に関する考察

本調査研究の大きな目的の一つは事例集の作成であったが、実施したアンケート調査やヒアリング調査等からは様々な傾向がうかがえた。

まず、介護保険における第三者行為求償事務の実績は、保険者から連合会への委託件数、また連合会の実施件数などの点で増加傾向がみられていた。これは、平成 28 年度から推進されている第三者行為求償の取組強化や、高齢者数（介護保険第 1 号被保険者数）自体の増加等が背景にあると考えられ、今後も増加傾向は続くことが推察される。

また、アンケートやヒアリングの多くに見られた課題・要望として、課題が生じた際に活用できる基準等が無いことが挙げられていた。介護保険における第三者行為求償事務は事例の積み重ねや判例等も少なく、求償元・求償先の担当者双方がケースバイケースで、個別の調整を試行錯誤しながら行っている中では、一定の基準が示されることで円滑かつ明確な調整が行えることが期待される。一方で、基準の作成にあたってはより詳細な実務の実態把握、法的側面からの綿密な検討等を求償元・求償先双方の立場から集中的に行うことが必要であり、今後の大きな検討課題と考えられた。

本調査研究では作成した事例集は、「Ⅰ．調査概要」に記載の通り、上記のような基準的な扱いを想定したものではないが、各介護保険の保険者、国民健康保険団体連合会、損害保険会社の創意工夫やポイントが多く含まれたものであり、今後の事務運営の一助としていただきたい。

資料

- ① 介護保険分野における第三者求償事務実践事例集
- ② アンケート調査票（保険者票）
- ③ アンケート調査票（国保連合会票）

※②、③のアンケート調査票は、web 上に表示される回答フォームを PDF 化して掲載したため、設問文や回答欄の一部が複数ページにまたがっている。

介護保険分野における 第三者行為求償事務 実践事例集

～事例集活用にあたって（前提および留意点）～

【求償元・求償先双方の円滑な事務運営を目的としている】

- 本事例集は、第三者行為求償事務において求償元となる介護保険の保険者および国民健康保険団体連合会、また求償先となる損害保険会社および損害保険料率算出機構から提供頂いた事例に基づき作成したものである。
- 上記求償元、求償先双方にとって有用なものとなり、円滑な事務運営を実現できるよう努めて作成しており、どちらか一方の利益に資することを目的としたものではないことに留意いただきたい。

【求償事務における基準、前例ではない】

- 本事例集では、実際の事務運営における各団体間の具体的な調整内容、創意工夫が多く含まれており、今後の実務においても参考となるポイントや示唆が得られるものと考えている。
- 一方で、個別の調整内容は第三者行為の内容、被害の程度、被保険者の状況、利用しているサービス内容等により千差万別であり、本事例集と類似の事例でも、調整内容や結論が必ずしも同じになるとは限らない。本事例集に記載されている内容は、今後の実務を規制したり画一的に方向付ける基準ではない点、また必ず踏襲すべき前例ではない点に留意が必要である（団体間の調整・交渉にあたり「本事例集に書いてあるからこうすべきだ」として本事例と同様の対応を求めることは想定していない）。

【被保険者と求償元、求償先の三者が十分に調整・協議することの重要性】

- 第三者行為求償事務は求償元と求償先間で調整が進められることが多いが、二重利得や給付免責など被保険者にも直接影響してくる部分が多いため、基本的には当初から被保険者も交えた調整や協議、また保険者からの給付状況等の情報共有を行うことが望ましい。これにより、適切な被保険者の保護や円滑な事務運営につなげることが可能である。

【イレギュラーな事例が多く取り上げられている可能性】

- 本調査で取り上げた事例は、求償元と求償先で調整・交渉を進め、最終的には双方が概ね納得できる結論に至ったと思われる事例を各ヒアリング調査対象先にご提示頂いた。このため、通常の第三者行為求償事務で生じることが比較的少ない、イレギュラーな事例が多く取り上げられている可能性があることに留意が必要である。

※本事例集は、本調査研究名（出典名）を明記のうえ活用いただきたい。

目次

事例 A【累計利用サービス費を伝えながら交渉した保険者直接求償事例】	- 1 -
事例 B【成年後見人がつき示談日までが長期化した保険者直接求償事例】	- 3 -
事例 C【書面上では因果関係の判断が分かれたため、医師に照会して情報収集した事例】	- 5 -
事例 D【元々認知症の症状のあった被害者の求償事例】	- 7 -
事例 E【生活保護受給者についての第三者行為求償事例】	- 9 -
事例 F【事故前と利用サービス内容に変更がない場合の求償事例】	- 11 -
事例 G【因果関係が明確化できるサービスに求償の対象範囲を限定した事例】	- 13 -
事例 H【被害者による給付面積も含めた支払方法を確定させた事例】	- 15 -
事例 I【要介護度の重度化・新規のサービス利用と事故の明確な因果関係の立証が困難な事例】	- 17 -
事例 J【示談書の内容確認のもと、顧問弁護士の意見書付きで求償した事例】	- 19 -
事例 K【時系列に情報を整理し、丁寧に交渉を進めた事例】	- 21 -
事例 L【事故前から介護サービスを利用していた被害者の自賠責保険への請求事例】	- 23 -
事例 M【事故前から要介護状態にあった被害者の自賠責保険への請求事例】	- 25 -
事例 N【交通事故の当事者間の示談内容を尊重した事例】	- 27 -
事例 O【成年後見人が必要となり、示談成立が長期化した事例】	- 29 -
事例 P【事故と因果関係のあるサービスを詳細に分析し、求償対象を確定した事例】	- 31 -
事例 Q 求償の対象期間について協議が必要となった事例	- 33 -
事例 R 【被害者の二重利得とならないよう求償元と保険会社が調整した事例】	- 35 -
事例 S 【求償元と保険会社とで求償対象範囲を精査し、確定した事例】	- 37 -

I 事例 A【累計利用サービス費を伝えながら交渉した保険者直接求償事例】

★本事例のポイント★

- ・第三者求償を行う保険者の担当者が「介護サービスは医療とは異なり、症状が固定した後に必要となるものであるため、症状固定日までではなく、示談日までを求償対象期間とすることが妥当である。示談日以降は介護サービス費の保険者負担分（9 割分）については請求対象とはしない。」との考え方を繰り返し保険会社に説明した。
- ・保険会社と連絡をとる度に、その時点までにかかった介護サービス費の料金を伝え、保険者としての負担について説明を繰り返した。
- ・裁判となり、和解に至ったものの、最終弁論の日から示談日まで 4 か月以上が経過してしまっていたため、求償の期間を示談日までとはせず、最終弁論の日までとした。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・74 歳			
第三者行為の発生日	平成 24 年 5 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	頭部強打による急性硬膜下血腫			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	2 級			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	高次脳機能障害の後遺症で、行動に対する自己抑制が困難			
被害者の症状固定日	平成 25 年 7 月			
示談日	平成 28 年 10 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 24 年 9 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護 2
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	受けていなかった（本行為で初めて認定を受けた）			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 900 万円	納入額	全額

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 A さんは、平成 24 年 5 月に信号のある交差点を青信号で横断中、加害者の左折のトラックと接触（交通事故）し、受傷した。治療を続けながら、事故の 4 か月後に介護保険サービス（デイサービス、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与）の利用を開始した。その後、介護保険サービスを利用しながらリハビリ及び医療での治療を続け、平成 25 年 7 月に症状固定となった。 損害保険金の支払いについては、A さんと保険会社の間でなかなか折り合いがつかなかった。そうしたところ、支払額の確定に関して加害者側が弁護士を立てて裁判を起こし、示談が行えない状況が数年間継続した。最終的に平成 28 年 6 月の最終弁論を経て、平成 28 年 10 月に和解が成立した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・最初に介護保険サービスを利用してから最終弁論（平成 28 年 6 月）までに生じた介護サービス費の保険者負担分（9 割分）を請求対象とした。 ・介護サービス費については、居宅介護支援も含め、サービス種別問わず生じた費用すべてを求償対象とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	①求償期間を症状固定日までとするか、示談日までとするか ・加害者の加入する保険会社は、当初の段階では求償対象となる期間を事故発生から症状固定日までとしていた。しかしながら、求償元である保険者は、「介護サービスは医療とは異なり、症状が固定した後に必要となるものであるため、症状固定日までではなく、示談日までを求償対象期間とすることが妥当である。示談日以降は介護サービス費の保険者負担分（9 割分）については請求対象とはしない。」という考えであることについて、保険会社と連絡を取り始めた当初から繰り返し説明してきた。 ②事故日から示談日までに相応の期間がかかっていることを踏まえ、最終的な求償期間をどこまでとするか ・示談は裁判の和解を受けたものであったが、最終弁論（平成 28 年 6 月）から示談成立（平成 28 年 10 月）まで 4 か月を要した。 ・保険者としては示談日までに生じた介護サービス費を請求することも検討したが、求償期間が複数年（平成 24 年 9 月～）と長期にわたり金額も大きくなっていること、最終弁論時に和解案の提示があったことを踏まえ、保険会社と調整のうえ、最終弁論日までを求償期間とすることで双方合意した。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【早期かつ定期的な情報共有】 ・保険会社との交渉の中では、進展がないと保険会社からの連絡が来ないこともある。そのため求償事務の担当者は、第三者行為求償の対象者を台帳で管理し、3～6 か月の単位で、保険会社に対して連絡をとるなどしている。 ・保険会社と連絡を取る際には、保険者側の負担額がいくらになるのかという点について定期的に情報提供している（例えば、平成 27 年度時点で 500 万円）。 【保険会社への状況の丁寧な説明】 ・介護保険サービスは症状固定後に必要となるケースがほとんどであるため、一概に症状固定をもって第三者行為求償の対象外になるものではないことを、保険会社側に繰り返し説明した。

II 事例 B【成年後見人がつき示談日までが長期化した保険者直接求償事例】

★本事例のポイント★

- ・成年後見人がつく等により、示談までに時間がかかったため、粘り強く交渉した。
- ・文書にて、被害者の示談日に関する証明を取り寄せた。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・79 歳			
第三者行為の発生日	平成 24 年 3 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	頭部外傷、大腿骨骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	1 級			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	寝たきりになり、重度の意識障害あり			
被害者の症状固定日	平成 25 年 11 月			
示談日	平成 28 年 8 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 25 年 12 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護 5
過失割合	被害者…15%、加害者…85%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 700 万円	納入額	全額

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 B さんは、平成 24 年 3 月に横断歩道のない場所を横断し、加害者のバイクと衝突し、転倒、頭部外傷等を負った。平成 25 年 11 月まで入院加療の後、退院（症状固定）し、同年 12 月から有料老人ホームを利用することとなった。 B さんに関する求償期間としては、保険会社は当初、症状固定日までという考えを示していたが、保険者から「第三者行為に伴う介護サービスの利用は症状固定後に必要となるものである」との説明を受けて、交渉の早い段階で示談日までとすることについて了承していた。しかし、事故による後遺障害のために、成年後見手続きが必要となり、後遺障害認定にも時間を要した。そのため、事故発生から示談日までに 4 年以上の年月を要したため、保険会社が示談日までの全期間を求償対象とすることに対して難色を示した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	被害者にも過失があるため、事故後利用した有料老人ホームに関する費用の保険者分のうち、過失割合を差し引いた額を求償額とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	示談に至るまでに時間を要した際に、示談日までを求償期間とするか 交通事故では、被害者本人が重度の障害を負い、判断能力がなくなり、成年後見が必要となることもある。そうした際には、示談まで時間がかかるため、示談日を求償期間とすると、求償期間が非常に長くなることもある。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【示談までの求償ということを明確に説明】 - 症状固定後に介護サービスの利用が始まっているため、症状固定日までの支払いではなく、その後のサービス利用についての求償を依頼した。保険会社としては介護費用として、被害者に支払っているとのことであるが、9 割負担をしているのは保険者であり、事故で必要となった介護サービス費の大半は保険者が負担していることも説明した。 【文書での回答の依頼】 - 請求額を確定させ、納得のできる額とするために、保険会社に、示談日がいつであったのか等の証明書類を出してもらう必要があった。 - 現時点では、文書や口頭で、証明書類等を請求しなければ、示談日がいつであるのかという書類も保険者には届かない。

Ⅲ 事例 C【書面上では因果関係の判断が分かれたため、医師に照会して情報収集した事例】

★本事例のポイント★

- ・主治医意見書や保険会社から提供された診断書のみでは因果関係に関する合意が難しかったため、保険者担当者が直接医師に照会して情報収集を行った上、保険会社との調整を行った。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・79 歳			
第三者行為の発生日	平成 28 年 10 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	外傷性くも膜下出血、脳挫傷、左足間接骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	不明			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	不明			
被害者の症状固定日	平成 29 年 2 月			
示談日	平成 29 年 11 月（本人死亡日）			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 29 年 2 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護4（平成 28 年 12 月時点）
過失割合	被害者…20%、加害者…80%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	あり（事故以前より杖を用いて歩行）			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 53 万円	納入額	約 52 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 C さんは、平成 28 年 10 月、徒歩で自宅近くの道路を横断中に加害者の自動車と接触した。介護保険サービスは平成 29 年 2 月から利用していたが、29 年 11 月に C さん死亡によりサービス終結となった。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	金額算定の考え方 - 被害者が利用した通所リハビリテーション、福祉用具貸与（杖）の給付費について、事故日～示談日（被害者死亡日）までを対象期間として算定した。 - なお、事故前から杖を使っていたことから、杖の貸与分に該当する 50 単位（単位数は安いものにあわせて決定）を求償額から控除することとした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	因果関係に対する認識の相違 保険会社からは、平成 29 年 2 月の後遺障害診断書に「治癒」と記載のあることから求償には応じられないとの見解が示されたが、事故後に歩行に支障をきたし、住宅改修や福祉用具貸与を利用したことから保険者は一定の因果関係の存在を推察しており、因果関係の立証に関する課題が生じた。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【書面の詳細確認や医師照会による正確な因果関係の把握】 - 保険者担当者が医師に照会し、直接因果関係を確認した。その際、後遺障害診断書に神経系統の障害に関する医学的意見の記載があったことからサービスの利用が必要であることを認識し、これをもとに再度保険会社と調整し、求償対象とするに至った。 【保険会社への説明、調整】 - 保険会社担当者の中には、求償の制度や厚生労働省の通知、Q&A に詳しくない人もいることから、通知の送付や介護保険法第 21 条の説明を行った。 - 主治医意見書の活用は本人同意無しでは行えない。このため本件では、被害者の家族に情報開示請求を行ってもらい、これに対して保険者が意見書を開示する形で、意見書を保険会社等に提供できるようにした。しかし、これに関しては被害者の手間も生じ、また被害者側に大きなメリットのある話でもないので、理解をいただくのに苦労した。

IV 事例 D【元々認知症の症状のあった被害者の求償事例】

★本事例のポイント★

- ・元々認知症の症状がみられた被害者について、因果関係立証や素因減額の割合の考え方が課題となり、日常生活自立度を援用して素因減額の金額を算出した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・79 歳			
第三者行為の発生日	平成 27 年 11 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	左脛骨腓骨遠位端骨折、左脛骨高原骨折、左腓骨頭骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	なし			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	なし			
被害者の症状固定日	平成 28 年 5 月			
示談日	平成 29 年 2 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 28 年 2 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	平成 28 年 1 月時点で要介護 4、平成 28 年 12 月時点で要介護 2
過失割合	被害者… <u>20%</u> 、加害者… <u>80%</u>			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 260 万円	納入額	約 170 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 D さんは、平成 27 年 11 月に自転車乗車中、信号のない交差点の横断歩道で加害者の軽自動車と衝突した。左下肢の骨折により筋力低下や関節痛がみられる状況となった。 被害者は元々介護保険未申請であったが、事故前から物忘れや、せん妄状態によるトラブルがあった（近隣の民生委員への聞き取りによる）。食事、洗濯、掃除など身の回りのことは一人でできたが、物忘れ等に関する受診はしていなかった。 単身世帯で上記の認知症状がみられたため、市長申立による後見人依頼を行い、平成 28 年 6 月に成年後見人（司法書士）が決定した。以降、書類のやり取りや示談に関する調整等は、成年後見人が担当した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	金額算定の考え方 介護保険サービスとして新規に小規模多機能型居宅介護の利用を開始したため、利用開始日～示談日までの給付費を求償対象とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	事故前から認知症の症状がみられた被害者に関する素因減額の調整 - 保険会社から、後遺障害認定が非該当であったことや、事故以前から認知症の症状があったために要介護 2 になったと考えられることから、事故との因果関係はないものとする見解が示された。 - 認知症の症状があったが、骨折による筋力低下や痛みなども考慮して素因減額を提案することとしたが、減額幅とするかについては調整を要した。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【素因減額に関する調整】 - 素因減額について既存の明確な基準等がなかったため、要介護認定を受けサービスを利用することとなった要因に、認知症の症状面と身体症状面のどちらが大きく影響しているかを考えることとした。 - 被害者は、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb と軽度な方から数えて 3 段階目（Ⅰ→Ⅱa→Ⅱb）、障害高齢者の日常生活自立度が B2 と軽度な方から数えて 6 段階目（J1→J2→A1→A2→B1→B2）であったことから、認知面：身体面が 3：6 の割合で要介護となった要因ととらえ、素因減額の割合を「$3 \div (6 + 3) = 3$分の 1」として計算することを保険会社に提案した。 - 最終的には保険会社の責任者とも直接調整し、上記割合での素因減額を行うことで合意した。

V 事例 E【生活保護受給者についての第三者行為求償事例】

★本事例のポイント★

- ・被害者が生活保護受給という背景のために示談に応じようとしないうため、示談日に代わる求償額確定日を設定した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・72 歳			
第三者行為の発生日	平成 28 年 4 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	大腿骨頸部骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	未確定			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	未確定（おおむね 12 級相当）			
被害者の症状固定日	平成 29 年 5 月			
示談日	未済			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 28 年 7 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要支援 2
過失割合	被害者…25%、加害者…75%			
第三者行為の前の後遺障害等級	受けていなかった（本行為で初めて認定を受けた）			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 130 万円	納入額	約 90 万円 （被害者過失分の相殺）

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 E さんは、平成 9 年より生活保護を受給しながら生活していた。平成 28 年 4 月に三叉路を自転車で走行中、加害者の対向車線の普通自動車と接触、横転し、受傷した。 事故後、要介護認定申請を行い、平成 28 年 7 月より、要支援 2 で介護保険サービスの利用を始めた。 その後、平成 29 年 5 月には症状固定となったが、E さんは示談に応じると、受け取る保険金でこれまで受給した生活保護費を返還しなければならないということを理由に、示談には応じず、現時点でも依然として示談に至っていない。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・ 求償事務の委託を受けた連合会が、損保保険会社からの提案をもとに保険者と協議し、事故発生から通常であれば示談に至っているであろう、症状固定から 8 ヶ月たった平成 30 年 1 月の時点をもって、第三者求償の請求額の確定日とし、そこまでにかけた介護保険サービス費用の 9 割分のうち、過失相殺をした 75% 分の 90 万円をもって求償額として確定させた。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償期間をいつまでとするか ・ 連合会は、当初より保険会社に対し、介護の場合は症状固定日で介護が終了するわけではないので、第三者行為の求償もそこで終わるわけではないと説明し、症状固定日までではなく、示談日まで求償するということについての理解は得られていた。 ・ しかしながら、本件は、被害者が生活保護受給者で、自身がこれまで受領してきた生活保護費の返還をしなければならないことを懸念し、示談に至ることができないでいた。 ・ 被害者の保険金受領拒否が続く中、保険会社も終わりが見えず、困惑していたため、保険者から本件を担当した連合会担当者に「示談日に代わる求償請求額の確定日を定めて欲しい」との提案がされ、それをもとに通常示談が完了する日を保険者と協議した上で保険者と保険会社の双方が合意という形で完了とした。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【早期かつ定期的な情報共有】 ・ 連合会は、保険会社には、交渉の最初の段階で、介護は症状固定日で終了するわけではないので、示談日までを第三者行為求償での基本の請求日とすることを伝えていた。既にそれが通常として認識されるようになっているため、大半のケースで示談日までで請求している。 【当初の請求にこだわらず、求償期間等の柔軟な交渉を図った】 ・ 示談日の確定が見込めない中、保険者としても、被害者の死亡まで解決しないことは望んでいなかったため、示談日に固執することなく、症状固定日から示談に至る平均的な期間をもって求償期間を確定させた。

VI 事例 F【事故前と利用サービス内容に変更がない場合の求償事例】

★本事例のポイント★

- ・事故前より介護保険サービスを利用しており、事故後も同様のサービスを利用し続けたが、事故により日常生活の困難度が一定程度増したため、過失割合・素因減額割合を勘案して求償した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・80 歳			
第三者行為の発生日	平成 28 年 5 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	左上腕骨骨折、左大腿骨骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	不明			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	不明			
被害者の症状固定日	平成 29 年 4 月			
示談日	不明			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 28 年 8 月（事故日後の利用開始時期）			
被害者の要介護度	事故前	要介護 2	事故後	要介護 4
過失割合	被害者…60%、加害者…40%			
第三者行為の前の後遺障害等級	不明			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	既往症として認知症、腰椎圧迫骨折あり			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約5万円（求償元と求償先の折衝後金額）	納入額	約5万円（全額）

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 F さんは、平成 29 年 5 月、赤信号で横断歩道を横断中、青信号で右方から直進してきた加害者の自動車と衝突、受傷した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	金額算定の考え方 - 被害者は元々介護保険サービスを利用しており（訪問リハビリテーション：週 2 回、通所介護：週 3 回、福祉用具貸与：屋内手すり）、このサービス内容自体は事故後も内容、回数とも変わらず利用していた。 - サービス内容自体は変わらないものの、事故により日常生活の困難さが一定程度増したと考えられることから、事故日（28 年 5 月）～症状固定日（29 年 4 月）に利用した介護保険サービス給付費全額について、過失割合（被害者 60%）、既往疾患の素因減額分（90%）を減じた約 5 万円を請求額とした。 過失割合、素因減額の割合の考え方 - 過失割合 60%については、判例タイムズの内容を準用した。 - 素因減額 90%については、準用できる明確な根拠が見つからなかったため、連合会側で割合を検討のうえ保険会社に提示した。 （連合会では事前に仮請求を保険会社等に提示した上で、損保会社と折衝を行ってからの請求となるため、基本的に請求額に対する支払となる）
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	介護サービスが事故前後で変わらなかった場合の請求調整 - サービス内容が事故後も変わらなかったため、保険会社は当初、サービス内容は事故以外の部分が大半を占めているという見解を示した。 - 連合会は、サービス内容は変わらないものの事故により要介護度が 2 から 4 に重度化しており、被害者が独居であったこともあり、日常生活が事故により困難になったと説明した。一方、元々の既往疾患がサービス利用の要因となっていることも考慮し、上記の素因減額割合等を提示し、交渉を行った。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【保険会社との早期からの、かつ定期的な情報共有】 - 保険者からの事務受託後早期から保険会社と調整を進めていたため、保険者からの主治医意見書などの基礎資料の取り寄せなど、求償事務や交渉を円滑に行うことができた。 - 連合会が元々保険会社との連携を日常的に行っており、よく調整・交渉の相手方となる保険会社には 2～3 か月に 1 回程度、定期的に訪問し、求償事務が進んでいるケースの進捗状況の確認や課題となっていることの相談などを行っていた。準備・訪問には時間がかかるが、訪問前には連合会内で確認・共有したいことを事前に整理することで、訪問時の相談等も円滑に行うことができ、次回訪問時までにはすべきことなどの段取りも計画的に組めた。 - また、保険会社担当者との良好な人間関係も構築で、お互い率直な相談、交渉もしやすかった。 【客観的な情報に基づく調整】 - 主治医意見書、レセプト、その他給付内容が分かる書類の取り寄せ、記載内容に基づいた調整を行った。

VII 事例 G【因果関係が明確化できるサービスに求償の対象範囲を限定した事例】

★本事例のポイント★

- ・当初は、事故後に増えたサービスすべてについて求償対象に含めていたものの、訪問介護の利用回数の増加分すべてを事故が原因と特定することは困難と判断した。一方、本人の筋力低下がみられたこともあり、一定の因果関係はあると考えた。保険会社との合意に至るために、増加分の利用額を全額請求するのではなく、求償の対象範囲を限定した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・86歳			
第三者行為の発生日	平成28年8月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	右腕骨偽関節症			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	不明			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	肩の可動域の制限、筋力低下等がみられた			
被害者の症状固定日	平成29年11月			
示談日	不明			
介護保険サービスの利用開始時期	平成29年9月（事故日後の利用開始時期）			
被害者の要介護度	事故前	要介護2	事故後	要介護2
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	不明			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約5万円（求償元と求償先の折衝後金額）	納入額	約5万円（全額）

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	平成 28 年 8 月、加害者の自動車センターラインを超えて被害者 G さんが運転する自動車に衝突した。 G さんの過失割合は 0 % であり、医療保険も利用せず、医療における第三者行為として取り扱われていた。保険会社は介護分についても第三者行為求償にあたると考え、保険者に連絡、介護保険における第三者行為求償事務の調整が開始された。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	金額算定の考え方 新たに利用を開始した福祉用具貸与（車椅子）の給付分について、事故後から症状固定日までの期間を対象として請求された。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	要介護度が事故前後で変わらなかった場合の請求調整 - G さんは要介護認定の更新により要介護度が重度化することを強く拒否した。そのため、事故後に要介護認定の更新の機会があったものの、事故前後で要介護度が変わらなかった。 - 一方で元々利用していた訪問介護の利用回数が事故後に増えたため、当初連合会ではその分を含めた求償を検討していたが、保険会社側は要介護度が変わらないことから因果関係が立証されないとの立場をとり、交渉が難航した。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【柔軟な調整・交渉】 事故後に増えたサービスは訪問介護の利用回数と新規の車椅子利用であったが、要介護度からみた因果関係の立証が難しいことから、連合会は増えたすべてのサービスの利用額を求償対象に含めることは困難と判断した。一方、要介護認定の更新に本人の拒否があったため、現状の要介護度が必ずしも正確に本人の状態像を示しておらず、事故後の ADL と要介護度には解離がある可能性があることや筋力低下がみられたことから、新規に利用開始した車椅子については求償対象としたい旨を説明し、請求支払に双方が合意した。

VIII 事例 H【返還及び給付免責も含め支払方法を確定させた事例】

★本事例のポイント★

- ・既給付分の介護給付費と、被害者に支払われる損害賠償が二重給付となる場合について、既給付分の返還や将来介護費用に係る給付免責等も含め調整を行った。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・75 歳			
第三者行為の発生日	平成 27 年 9 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	左外傷性脳出血			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	（別表 1）1 級 1 号			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	高次脳機能障害			
被害者の症状固定日	平成 28 年 8 月			
示談日	平成 30 年 8 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 28 年 4 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護 4
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 620 万円	納入額	約 80 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 H さんは、平成 27 年 9 月、横断歩道横断中、右折してきた加害者の運転する自動車にはねられ受傷した。 退院後は介護保険サービスを利用しながらリハビリも継続し、1 年近く経過した平成 28 年 8 月に症状固定となった。症状固定後、H さんと加害者間で訴訟となったため示談成立に長期間を要し、最終的には平成 30 年 8 月に示談が成立した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	金額算定の考え方 事故後に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用を開始した。最終的には、事故日から示談日まで給付費を対象とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的な事項	症状固定日と示談日のどちらまでを求償期間とするか - 症状固定日から示談日まで約 2 年の期間を要したこともあり、当初、保険会社は症状固定日以降の給付については求償に応じないとの見解であり、調整が課題となった。 保険会社からの賠償額の支払先 - 事故から示談日までの間、2 年以上にわたり介護給付されていたが、交渉の結果、保険会社は保険者に対して事故から示談日までの給付費の求償に応じる方向で調整がされていた。 - しかし、支払の段になった際に、保険会社から、H さんの代理人弁護士より、介護保険給付費の一部（症状固定日から示談日まで）については、保険会社から保険者に対して第三者行為求償の形で支払われるのではなく、H さんに賠償額の形で支払われ、そこから H さんが保険者に対して支払いたいと申し出があった、との連絡を受けた。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【保険者の給付免責にかかる調整】 - 求償の対象期間については連合会が判例等の根拠を示しながら交渉を進め、示談日までを期間とすることを提案し、保険会社との間で合意した。 - 支払方法については、保険会社からの症状固定日までの給付費については第三者行為求償の納入金額として保険会社から保険者が受け取り、症状固定日以降の給付費については、第三者行為求償ではなく、保険会社が将来の介護費用として被害者に支払い、その中から被害者が保険者に対して納入するという形をとる提案を受けた。 - 保険会社から直接納入となるか、被害者からの納入となるかの違いで、保険者が受け取る総額は変わらないため、連合会も保険会社からの提案について了承した。

IX 事例Ⅰ【要介護度の重度化・新規のサービス利用と事故の明確な因果関係の立証が困難な事例】

★本事例のポイント★

- ・従前より要介護認定を受けていたが、介護保険サービスの利用は無かった。事故後の要介護度重度化に伴い、サービス利用が開始された。この利用が、事故によるものか加齢によるものか立証することは困難であったこと、加えて交渉の長期化を避けるため、連合会と保険会社の双方が求償額について、介護給付費の半分とすることで合意した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・87歳			
第三者行為の発生日	平成28年5月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	骨盤骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	14級			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	局所の痛み			
被害者の症状固定日	平成29年4月			
示談日	平成29年6月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成28年10月			
被害者の要介護度	事故前	要支援1	事故後	要介護1
過失割合	被害者…20%、加害者…80%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約44万円	納入額	約18万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	平成 28 年 5 月、道路横断中の被害者 I さんと、加害者が運転していた自動車が接触し、受傷した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	金額算定の考え方 事故後に利用を開始していた訪問介護、通初介護、福祉用具貸与の給付費について、事故後から示談日までを対象として算定した。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	要介護度が事故前後で大きく変わらなかった場合の請求調整 元々要支援 1 の認定を受けており、事故後の更新認定で要介護 1 となったケースだが、保険会社からは加齢による要介護度の重度化とそれに伴うサービスの利用ではないかとの見解が示され、因果関係の認定における課題が生じた。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【柔軟な調整・交渉】 - 要介護 1 となった理由が各種資料から明確な特定はできなかったため、連合会で有している類似の事例を保険会社側に提示するなど丁寧な交渉に努め、一部事故が寄与していることについて一定の理解を得た。 - 具体的な求償額としては、事故日～示談日までに生じた給付費のうち、半分を事故により生じたものとして扱い、納入していただくこととした。 - 連合会側として考える求償範囲や因果関係の考え方を最後まで強固に主張することはせず、一部でも求償につながるようにとの考えで事務にあたっており、本件では保険会社側も同様の考えを持っていた。そのため、双方が交渉の長期化を避ける方針で調整にあたることができた。 【保険会社への説明・調整方法】 - 通常、因果関係の有無は争点となることが多いが、本件では、保険会社から因果関係が認められないとの見解が示された際に、「因果関係を全て否定するというのはいかがか」という切り口で話をした。 - 因果関係の確認、交渉の際には、要介護度の変化をみるのが最も多いが、本事例では、それだけで不十分であったため、主治医意見書等により被害者の ADL やけがの具体的内容を確認した。

X 事例 J【示談書の内容確認のもと、顧問弁護士の意見書付きで求償した事例】

★本事例のポイント★

- ・ 損害賠償の内容確認のために被害者より示談書を取り寄せた。医療分についても示談後「別途協議」との記載より金額確定していないことを確認した。
- ・ 症状固定日ではなく、示談日が第三者行為求償の請求額の支払期間として適当である旨について、顧問弁護士の意見書を作成してもらい、保険会社に対し、文書にて提示した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・72 歳			
第三者行為の発生日	平成 28 年 4 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	頭部外傷			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	2 級			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	高次脳機能障害			
被害者の症状固定日	平成 28 年 9 月			
示談日	平成 29 年 5 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 28 年 9 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護 2
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 80 万円	納入額	全額

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者Ｊさんは、平成 28 年 4 月、青信号にて横断歩道を歩行中に、加害者の乗用車に接触、横転し、受傷した。 事故後、要介護認定申請を行い、症状固定となった平成 28 年 9 月より、要介護 1 で介護保険サービスの利用を始めた。医療分については事故直後より、第三者行為求償事務が連合会に委託されており、当該事案での手続き中に介護保険の利用も開始されることが判明したため、連合会より保険会社に連絡し、介護分についての第三者行為求償に関する手続の届出依頼がされた。 その後、平成 29 年 5 月に示談となった。当初保険会社は、症状固定時点で将来の介護費用も含めて既に被害者に対して支払っているので応じることができないと主張していた。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・ 求償事務の委託を受けた連合会が入手した示談書の中に「国保医療分は別途協議」との記載があり、将来の介護費用に代位取得分が含まれていないことが判明した。 ・ そこで、連合会の顧問弁護士に相談し、代位取得した介護保険請求分は将来の介護費用とは別であるという旨の確認をし、症状固定日ではなく、示談日までかかった費用について全額求償することとした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償期間をいつまでとするか ・ 保険会社は症状固定日までという主張をし、症状固定日と介護保険サービスの利用開始時点が同月である本件については、介護保険分での第三者行為求償にかかる請求を一切支払わないという方針を示していた。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【示談書の入手と顧問弁護士への相談】 ・ 本件を担当した連合会では、医療側の第三者行為求償の事案についての情報もすぐ入手することが可能であり、示談に至ったことも把握できた。連合会では示談に際し、保険会社がどのような対応であったかを把握するため、示談書を入手したところ、「国保医療分は別途協議」との記載により、将来の介護費用は確定していないことが明らかになった。 ・ この点について、連合会の顧問弁護士に相談し、代位取得した介護保険請求分は将来の介護費用とは別であるという旨についての意見書を記載してもらい、保険会社に文書で提示したところ、示談日までの費用全額の支払がされた。

XI 事例 K【時系列に情報を整理し、丁寧に交渉を進めた事例】

★本事例のポイント★

- ・介護給付費の明細書の内容を確認し、同じ要介護度ながらも、事故の前後での利用サービスの増加を確認した。
- ・ケアマネジャーより利用サービスの増加分の理由について聞き取り、事故との因果関係を立証した。
- ・示談日までの間に要介護度が重度化したため、要介護度重度化までの期間を求償対象とした。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・83 歳			
第三者行為の発生日	平成 27 年 11 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	恥骨骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	不明			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	不明			
被害者の症状固定日	不明			
示談日	不明			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 27 年 11 月			
被害者の要介護度	事故前	要介護 1	事故後	要介護 1
過失割合	被害者…15%、加害者…85%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 100 万円	納入額	全額

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 K さんは、平成 27 年 11 月、加害者の自動車との交通事故により受傷した。 事故後、連合会が保険者からの第三者行為求償の委託を受け、内容確認をしていたところ、事故前から介護給付は受けているものの、事故日以降利用しているサービスが増えていた。そこで、本事案の求償事務を委託された連合会では、事故前に利用していた分を除いた費用を事故により発生した介護給付費とし、保険会社に求償した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	- 被害者は事故の発生前から介護保険サービスを利用していたが、事故後に同じ要介護度ながら、利用サービスが増加したため、その増加分を求償対象とした。 - 求償期間としては、示談日までとしたかったものの、示談日より前に要介護度が重度化し、事故との因果関係の立証が難しくなったため、事故から要介護度重度化までの期間に利用した介護サービスのうち、従前利用サービス分からの増加分の費用を求償し、それが全額納入された。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償期間をいつまでとするか - 被害者は、症状固定日以降に、要介護度が事故時点の要介護 1 から重度化した。そのため、要介護度重度化後の介護給付費までを求償の対象とするか、要介護度の重度化によって事故との因果関係が崩れるかについて調整が必要となった。 - また、被害者の年齢を考慮すると、事故と要介護度重度化の因果関係の分離ができるかも争点となった。 - さらに要介護度の重度化に伴い、同じサービスでも 1 単位あたりの単価が上昇した。この場合、どこまでが事故による影響であるかの算出が難しかった。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【保険会社への丁寧な状況説明を実施】 - 同じ要介護度であったものの、事故前から利用していたサービスに加え、週末に短期入所生活介護を利用するようになっていた。当初、保険会社は、症状固定日以降での求償には応じられない旨を示していたため、この増加分についても応じないと主張していた。 - 連合会では、明細書の内容より被害者の担当ケアマネジャーに連絡を取り、事故後の経緯等について詳細に聞き取りを行った。 - そうしている間に、被害者の要介護度が重度化した。被害者の 83 歳という年齢を考慮すると、要介護度の重度化は、事故がなかったとしてもあり得ることであったため、事故との因果関係を明確に分離することができなかった。 - そこで、要介護度重度化前までを求償期間として設定し、事故後の経過等をケアマネジャーからの聞き取り内容をもとに、時系列に丁寧に整理して文書にて保険会社に対して提示したところ、保険会社との間で合意に至った。

XII 事例 L 【事故前から介護サービスを利用していた被害者の自賠償保険への請求事例】

★本事例のポイント★

- ・被害者が事故以前より介護保険サービスを利用していたため、事故前からの増悪分を判断するために、事故後の被害者の介護サービス利用状況だけではなく、事故前の利用状況についても把握する必要があった。
- ・しかし、事故前の介護サービスの利用にかかる資料の提出がなかったため、損害保険としての支払金額の認定ができなかった。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・91 歳			
第三者行為の発生日	平成 26 年 12 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	脳挫傷・外傷性くも膜下出血・びまん性軸索損傷			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	第 1 第 1 級 1 号			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	事故後、発語がほとんどなく、コミュニケーション困難、運動機能では上肢「補助手」・下肢「廃用」、身の回りの動作能力では食事「ほとんどできない」その他「全面的に介助」、認知・情緒・行動障害すべて「重度」「1 人での社会生活は困難」			
被害者の症状固定日	平成 27 年 11 月			
示談日	平成 29 年 12 月			
介護保険サービスの利用開始時期	不明			
被害者の要介護度	事故前	要介護 1	事故後	要介護 5
過失割合	被害者… <u>20%</u> 、加害者… <u>80%</u>			
第三者行為の前の後遺障害等級	既存障害第二第 9 級 10 号の加重障害			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	あり			
求償先の種別	自賠償保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 520 万円	納入額	0 円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者Ｌさんは、平成 26 年 12 月に、電動車に乗り移動中、加害者の軽乗用車に衝突して受傷し、救急車で病院に搬送された。 事故のあと、従前より介護サービスを利用していたものの、在宅での生活が難しくなり、特別養護老人ホームに入所することとなった。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・保険者からは、事故後に被害者に必要となった居宅介護支援、訪問介護、通所介護の費用計 3 万円の請求があった。 ・それとあわせて、症状固定日から以降に利用していた介護老人福祉施設のサービスのうち、示談日までの計 520 万円の請求があった。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償対象の介護サービスの利用は事故によるものか ・被害者は事故後による数ヶ月の入院加療後、しばらく在宅生活を送り、症状固定となった。その後、介護老人保健施設の利用を開始した。 ・事故により後遺障害等級第一第 1 級 1 号の認定がなされていた。提出資料に事故前の要介護認定に関する資料が提出されていないものの、事故前から要介護認定を受け、サービスを利用していたことが推定された。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【事故との因果関係の明確化の必要性】 ・被害者が従前より要介護状態にあり、介護サービスを利用していた場合には、障害による損害・後遺障害による損害ともに、自賠責保険としては事故による増悪分についてのみ認定することが可能となる。そのため、事故前の介護サービス利用分との差について検討していく必要があるが、本事例の場合は、事故前の介護サービスの利用にかかる資料の提出がなかったため、加害者が賠償責任を負うべき範囲の確定ができず、損害保険としての支払金額の認定ができなかった。 ・自賠責保険では被害者に支払われる保険金の上限は 120 万円と設定されている。本事例においては既に医療分で上限額の 120 万円の支払が認定されていた。

XIII 事例M【事故前から要介護状態にあった被害者の自賠償保険への請求事例】

★本事例のポイント★

- ・被害者が事故以前より要介護状態にあったと推察されたため、事故前からの増悪分を判断するために、事故後の被害者の介護サービス利用状況を把握する必要があった。
- ・しかし、事故前の介護サービスの利用にかかる資料の提出がなかったため、損害保険としての支払金額の認定ができなかった。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・91 歳			
第三者行為の発生日	平成 29 年 9 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	骨盤多発骨折（左恥骨・座骨・腸骨骨折）、左第3～6 肋骨骨折、左肩甲骨骨折、左外傷性気胸			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	1 級 1 号			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	長期の入院治療等により、高度の廃用症状あり。後遺障害診断書上「フレイル状態です。寝たきり状態です。日常生活動作（食事・排泄・入浴・更衣・整容・移乗）は自立していません」との所見あり。日常生活状況報告上「要介護 5 の認定を受け、寝たきりの生活である。又、在宅困難にて有料老人ホームに入居している」との記述あり。			
被害者の症状固定日	平成 29 年 12 月			
示談日	未済			
介護保険サービスの利用開始時期	不明			
被害者の要介護度	事故前	不明	事故後	要介護 5
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	あり			
求償先の種別	自賠償保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	60 万円	納入額	0 円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 M さんは、平成 29 年 9 月に車で移動中であつた。M さんを乗せた車は、信号のある幹線道路の交差点において青信号で右折したところ、交差点に直進侵入してきた加害者の車両が衝突し、受傷した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	請求額は、症状固定日後に利用された 3 か月分の特定施設生活介護の費用計 60 万円であつた。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償対象の介護サービスの利用は事故によるものか 保険者側からの提出資料には、事故前の平成 29 年 1 月に要介護認定を受けていたことが推察されるものは含まれていたが、介護保険サービスの利用状況に関する資料はなかった。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【事故との因果関係の明確化の必要性】 被害者が従前より要介護状態にあり、介護サービスを利用していた場合には、障害による損害・後遺障害による損害ともに、自賠責保険としては事故による増悪分についてのみ認定することが可能となる。そのため、事故前の介護サービス利用分との差について検討していく必要があるが、本事例の場合は、事故前の介護サービスの利用にかかる資料の提出がなかったため、加害者が賠償責任を負うべき範囲の確定ができず、損害保険としての支払金額の認定ができなかった。

XIV 事例 N【交通事故の当事者間の示談内容を尊重した事例】

★本事例のポイント★

- ・保険会社と被害者との間で、症状固定以降の被害者の将来にわたる介護費用は支払わないことで示談合意していることを説明した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・84 歳			
第三者行為の発生日	平成 28 年 5 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	脳挫傷・骨盤骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	第 1 第 2 級 1 号			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	見当識障害、記憶障害、注意障害のため、日常動作は要介助、見守りが必要な状態で在宅生活は困難。			
被害者の症状固定日	平成 29 年 4 月			
示談日	平成 30 年 8 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 28 年 11 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護 4
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	既存障害 12 級・陳旧性脳梗塞			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	250 万円	納入額	120 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 N さんは、平成 28 年 5 月に道路を横断中、交差点に右折進入した加害者の車両と接触し、転倒、頭部を打撲した。入院加療後、約 5 ヶ月で退院したものの、常に見守りが必要な状況であり、介護施設に入居し介護サービスを利用することになった。 介護サービスの利用開始後、症状が安定・活動量が低下したことにより、要介護度が 4 から 3 へと改善したが、自宅へ戻るのは困難であり、依然として介護施設に入居し、介護サービスは利用し続けた。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・介護保険給付の支給開始から症状固定日まで必要となった 120 万円に加えて、症状固定日から示談日までの介護サービス費（22 万×16 か月＝約 130 万円）の請求があった。 ・実際の支払いについては、症状固定日まで必要となった介護サービス費の全額を対象とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償期間を症状固定日までとするか、示談日までとするか ・被害者は既に高齢であり、事故の時点では要介護認定はされておらず、介護サービスを利用していなかったものの、近い将来介護サービスを利用する可能性は高かった。 ・保険会社と被害者との間で、症状固定日以降の将来の介護料については支払わないことで示談合意をしていた。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【交通事故の当事者間の示談内容の尊重】 ・保険者側とのやり取りは、電話や文書によることが多いが、本事例については、保険者側と保険会社が面談し、状況の確認、説明を行った。 ・保険会社と被害者との間で、症状固定日以降の被害者の将来にわたる介護費用は支払わないことで示談合意していることを説明した。 ・被害者との間の示談内容を尊重してほしいという保険会社側の主張が通り、症状固定日までの支払いとなった。

XV 事例 O【成年後見人が必要となり、示談成立が長期化した事例】

★本事例のポイント★

- ・被害者に支払う費用の考え方（将来の介護費用）と介護サービスの費用の関係について丁寧に説明した。
- ・裁判事例では、被害者の将来にわたる介護費用は、公的制度（この場合は介護保険）の利用を前提としていない算定が多いため、症状固定日以降から示談日までの期間について介護保険の求償に応じると、二重払いとなるということを説明した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	男性・84 歳			
第三者行為の発生日	平成 25 年 11 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	脳挫傷、骨盤骨折、顔面挫創、外傷性頭蓋内出血			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	1 級 1 号			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	左不全片麻痺、重度の嚥下障害、意思疎通困難、すべての ADL に介助者が必要			
被害者の症状固定日	平成 27 年 2 月			
示談日	平成 29 年 12 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 26 年 6 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要介護 5
過失割合	被害者…10%、加害者…90%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	不明	納入額	80 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 O さんは、平成 25 年 11 月に横断歩道のない場所で横断中に、走行中の加害者の自動車と接触した。意識障害のあるまま、病院に救急搬送され、頭がい骨骨折、脳挫傷と診断され、224 日間入院することとなった。 退院後は介護施設に入所し、左不全片麻痺、重度の嚥下障害等のため、常に介助者による介護が必要であり、介護サービスの利用も始まった。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・ 症状固定日までの費用を支払い対象とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	示談に至るまでに時間を要した際に、示談日までを求償期間とするか ・ 当初より保険会社は、症状固定日まで求償に応じる旨を主張しており、示談日まで支払うべきと主張する保険者と意見が対立した。 ・ 事故により高次脳機能障害を患い、被害者の意思決定に問題があるため、成年後見人が必要となり、症状固定日から示談日まで 2 年 10 か月かかった。 ・ 症状固定日以降の将来にわたる介護費用については、公的制度（この場合介護保険）の利用を前提としない判例が多く、そうした場合には賠償義務者側の保険会社が、症状固定日以降も介護保険の求償に応じると、二重払いになるリスクがあった。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【示談は被害者の意思に左右されるため、示談日までを求償期間とすることは適当でないことを説明】 ・ 示談は、被害者の納得度合いでいつ成立するかが不確定であるため、示談日までを求償期間とすることは適当ではないことを説明した。 ・ 被害者には、保険会社から、症状固定日以降（示談日の境はなく）の将来の介護費用も含んだ損害賠償金が支払われるため、保険会社が症状固定日以降について求償に応じると、被害者の介護費用を重複して支払うことになってしまうことを丁寧に説明した。

XVI 事例 P【事故と因果関係のあるサービスを詳細に分析し、求償対象を確定した事例】

★本事例のポイント★

- ・被害者の後遺障害の内容や受傷から症状固定までの治療経過等を詳細に分析し、事故と発生した介護費用の全てが相当因果関係のあるものではないことを確認した。
- ・被害者が介護保険を利用したからといって、必ずしも介護保険による求償が加害者の負担する損害賠償の範囲と評価されるわけではないことを丁寧に説明した。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・77 歳			
第三者行為の発生日	平成 26 年 1 月			
第三者行為の内容	自動車交通事故			
傷病名	左大腿骨転子部骨折、左肩甲骨骨折、左鎖骨近位端骨折、右坐骨骨折、外傷性くも膜下出血			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	併合 1 1 級（1 2 級 5 号、1 3 級 8 号）			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	左肩甲骨骨折後の左肩甲骨の変形障害、左下肢の短縮障害。			
被害者の症状固定日	平成 26 年 8 月			
示談日	平成 27 年 3 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 26 年 11 月			
被害者の要介護度	事故前	未申請	事故後	要支援 2
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	33 万円	納入額	18 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 P さんは、平成 26 年 1 月に交差点の横断歩道を横断中、交差点内で右折した加害者の車両と接触し、転倒した。病院に救急搬送され、左大腿骨転子部骨折、左肩甲骨骨折、左鎖骨近位端骨折、右坐骨骨折、外傷性くも膜下出血と診断され、219 日入院することとなった。 退院後、平成 26 年 11 月から週に 3 回程度のペースで介護施設に通所することとなり、介護サービスの利用が始まった。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	・支給開始から示談日までに必要なとなったデイサービス利用料や住宅改造費、福祉用具代として約 33 万円の請求があった。 ・本件で発生した介護費用の一部については、本件事故との相当因果関係が認められず、損害賠償の範囲を超えるものと考えられ、デイサービス利用料は支払対象外とした。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	発生した介護費用は加害者が負担すべき損害賠償の範囲か ・頭部外傷後の神経系統の機能または精神の障害については、「ふさぎこむ、気分がおちこむ」という障害が「軽度／稀に」認められるとされているに過ぎず、他の日常生活動作は特に問題ないとされており、また、麻痺等の異常所見も認められていないことから、高次脳機能障害や身体性機能障害は残存していないと捉えられた。 ・左肩甲骨の変形障害や左下肢の短縮障害が残存したが、食事、排泄、整容、更衣・入浴等の日常生活動作には問題ない状態であった。 ・自賠責保険における後遺障害等級認定においても、左大腿骨転子部骨折、左肩甲骨骨折に起因する後遺障害のみが認められており、他の残存障害については事故との相当因果関係が認められなかった。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【事故と介護給付の因果関係に疑問があることを丁寧に説明】 求償元とのやり取りは電話のほか文書で行ったが、保険会社としての見解を意見書という形で以下のように主張した。 ・介護保険法における代位請求の考え方と損害賠償上の介護認定要件は異なること ・事故発生からの詳細な経過、自賠責保険における後遺障害等級認定内容を検討すると、事故と介護給付の内容との相当因果関係に疑問があること ・本件事故によって発生した残存症状の有無と程度について分析した結果、事故と介護給付の内容との相当因果関係に疑問があること 最終的に、支払対象は住宅改造費（手すり設置費用）と福祉用具代とし、デイサービス利用料は損害賠償の範囲に含まれないとの内容で合意した。

XVII 事例 Q 求償の対象期間について協議が必要となった事例

★本事例のポイント★

- ・ 求償元と保険会社とで、事故と因果関係が認められる介護給付の帰還について見解を統一できなかった結果、求償金額についても合意できなかった。
- ・ 現在も双方より譲歩案の提示や弁護士意見書を添えるなどして協議中。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・66 歳		
第三者行為の発生日	平成 26 年 3 月		
第三者行為の内容			
傷病名	左脛骨腓骨骨幹部開放骨折、右大腿骨転子部骨折		
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	別表第二 併合第 1 1 級		
具体的な後遺障害・後遺症の内容	骨癒合の経過は順調で、平成 26 年 12 月には PTB 装具除去のうえ左下肢に 1 / 2 荷重が許可、約 2 週間後には全荷重が許可。 平成 27 年 4 月の診療録によれば、「杖歩行（屋外）」「屋内自立」となり、同年 7 月に症状固定となっている。		
被害者の症状固定日	平成 27 年 7 月		
示談日	平成 29 年 11 月		
介護保険サービスの利用開始時期	平成 26 年 7 月		
被害者の要介護度	事故前	不明	事故後 要介護 2
過失割合	被害者…0%、加害者…100%		
第三者行為の前の後遺障害等級	なし		
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし		
求償先の種別	任意加入の自動車保険		
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 121 万円	納入額 -

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	平成26年3月、信号交差点において、加害者が赤信号を見落とし交差点内へ進入したところ、右方より進行してきた被害者Qさんのバイクと接触した。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	(求償元見解) 事故後の平成26年7月から、症状固定日を過ぎた平成28年8月末までに利用した公的介護保険サービスが利用されれば、その給付費用は法律上の求償対象となり、応償してもらう必要がある。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	事故と因果関係が認められる介護給付の期間をいつまでとするか (保険会社見解) 介護保険求償の期間は、事故後の平成26年7月から症状固定日を過ぎた平成28年8月末までであるところ、被害者の治療経過や介護給付の内容や残存する後遺障害の内容等に鑑みれば、本件事故と因果関係のある介護保険給付は、少なくとも屋内自立が可能となった平成27年4月14日までであり、それ以降の介護給付の求償に応じられない。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	【双方が合意に至る協議の継続、弁護士意見書の提示】 現在も求償元・保険会社間で求償金額について協議中。 被害者とは裁判上の和解により解決しているが、裁判中より求償元・保険会社間で求償金額に関する協議を開始したが、求償元と保険会社間で求償金額に関する見解は一致しなかった。 しかし、協議を重ねて求償元・保険会社の双方より求償金額について譲歩案を提示し、現在は保険会社にて上記「被害者の治療経過や介護給付の内容や残存する後遺障害の内容等に鑑みれば、本件事故と因果関係のある介護保険給付は、少なくとも屋内自立が可能となった平成27年4月14日までである」旨の弁護士意見書を添えて介護保険求償金額案を打診している。

XVIII 事例 R 【被害者の二重利得とならないよう求償元と保険会社が調整した事例】

★本事例のポイント★

- ・被害者に対して将来介護料を賠償済みであり、被害者が二重利得となるため、求償に応じることができなかった。
- ・法的見解としての弁護士意見書や、損害賠償請求訴訟の事例をもとに、一年半にわたり求償元と保険会社が丁寧に調整を重ねた。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・74 歳			
第三者行為の発生日	平成 25 年 6 月			
第三者行為の内容	交通事故			
傷病名	頭部外傷、頭蓋骨骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	1 級 1 号			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	基本動作はすべてが全介助状態。栄養確保は経鼻経管。排尿はバルーン留置で導尿、排便はオムツ。 基本的 ADL 評価：26 点			
被害者の症状固定日	平成 26 年 8 月			
示談日	平成 29 年 4 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 27 年 12 月			
被害者の要介護度	事故前	非該当	事故後	要介護 5
過失割合	被害者… <u>10%</u> 、加害者… <u>90%</u>			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 407 万円	納入額	0 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 R さんは、平成 25 年 6 月、徒歩で横断歩道横断中、加害者のトラックは黄色信号で進入。R さんは見切り横断だった。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	-
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	被害者に対して将来介護料を賠償済のため、求償に応じれば保険会社が二重払いとなること （保険会社見解） ・「症状固定後の介護にかかる費用総額」として被害者と合意・賠償したものであり、自己負担額をベースとして賠償したものではない。 ・保険会社が被害者に行った賠償は民法第 478 条でいう「債権の準占有者に対してした弁済」に該当するのであって、求償元から被害者に対する不当利得返還請求権（民法第 703 条）の問題である。 ・判例では多くの事案において、将来も現在と同様の給付内容や水準が維持されるかは不確定であることから、介護保険の適用があることを前提として将来介護料算定を行っておらず、自己負担分を基に賠償額の算定を行うことは困難である。 （求償元見解） ・介護保険使用を認識しているのであれば、被害者への賠償は自己負担の 1 割額とすべきであった。 ・当然ながら被害者としても示談前に求償元へ事前相談すべきであったが、保険会社も示談締結前に被害者へ説明すべきであった。 ・法律的な意見については意見として承るが、法的判断を求めていくことは被害者を絡めることになるため基本的に行わない。長年に渡る信頼関係が前提にあり、法律論を前面に議論することは馴染まない。 ・法律論ではなく、求償予定額が 407 万円にも及ぶ案件にも関わらず、結論が 0 円回答となることは納得しがたい。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	・1 年半に及ぶやり取りにより丁寧な説明を重ねた。 ・法的見解として弁護士見解を取得して弁護士意見書を添付した。 ・損害賠償請求訴訟においては、今後の介護保険制度の改正可能性をふまえ、自己負担分を基に賠償額を算定することは稀であることを説明した。 ・求償元から求償事案に当たらないため、請求を取り下げるとの回答があったが、今後は双方連携を強化することを確認した。

XIX 事例 S 【求償元と保険会社とで求償対象範囲を精査し、確定した事例】

★本事例のポイント★

- ・ 求償元と保険会社とで、事故と因果関係が認められる介護サービスの内容について理解を統一できなかった。
- ・ 求償を行う際に、介護認定理由や介護給付内容について十分に精査し、事故との相当因果関係に対しても十分に検証する必要があった。

事例概要

対象者の性別・年齢（第三者行為の発生当時）	女性・75 歳			
第三者行為の発生日	平成 29 年 9 月			
第三者行為の内容	交通事故			
傷病名	左橈骨遠位端骨折			
認定された後遺障害等級（交通事故の場合）	後遺障害なし			
具体的な後遺障害・後遺症の内容	プレートによる内固定をしているが、年齢を考慮して抜釘しないまま治療終了した。 診断書上「治癒」となっており、後遺障害なし。被害者本人からも後遺障害残存の訴えなし。			
被害者の症状固定日	平成 30 年 8 月			
示談日	平成 30 年 9 月			
介護保険サービスの利用開始時期	平成 29 年 10 月			
被害者の要介護度	事故前	非該当	事故後	要支援 2
過失割合	被害者…0%、加害者…100%			
第三者行為の前の後遺障害等級	なし			
素因減額（事故前からの要介護状態、障害等の存在による減額）の有無	なし			
求償先の種別	任意加入の自動車保険			
第三者行為求償による請求額・納入額	請求額	約 12 万円	納入額	0 万円

事例詳細

第三者行為の具体的な内容と経過	被害者 S さんは、平成 29 年 9 月、自転車に乗って走行中、四輪自動車との間で出会い頭に事故となった。
求償での請求額の算定根拠、および最終的に納入に至った金額の算定の考え方	- 平成 29 年 10 月から平成 30 年 8 月（症状固定）までの「介護予防支援」「介護福祉用具貸与」サービスの請求をした。 「予防手すり貸与」の記載があった。
求償元と求償先の調整で課題となった具体的事項	求償対象の介護サービスの利用は事故によるものか 介護保険給付の内容が「予防福祉用具貸与」であったが、内容は「予防手すり貸与」であり、左橈骨遠位端骨折との相当因果関係に疑義があった。
双方が概ね納得できる結果となった調整上の工夫	（保険会社見解） - 一般的に手すりを設置する目的は「起居動作の補助」「転倒の防止」「歩行の補助」等が挙げられるが、被害者は左橈骨遠位端骨折であり、手すりが必要とは考え難く、事故との相当因果関係は認め難い。 （求償元見解） - 介護保険認定分については、単に損害賠償の視点のみで介護の必要性を判断されることなく、我が国に介護保険制度が存在する以上、そこで認定され介護保険による介護サービスが利用されれば、その給付費用は求償対象である。 （ポイント） - 求償元は介護認定理由や介護給付内容の精査を行っておらず、事故との相当因果関係に対する検証が不十分であった。 - 介護保険法に基づく求償は「被害者が加害者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」のであり、損害賠償の観点で検討する必要があることを丁寧に説明した。 - 受傷内容に基づき考えられる賠償範囲について保険会社としての意見書を提出した。 - 求償元、保険会社ともに、介護認定理由や介護給付内容について十分に確認・精査の上で折衝を行うべきであった。